

第百六十九回国 参議院 環境委員会 會議録 第八号

平成二十年五月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十六日 大石 正光君 山下 栄一君 補欠選任 佐藤 公治君

五月二十七日 加藤 修一君 補欠選任 松 あきら君

出席者は左のとおり。

委員長 松山 政司君

理事 岡崎トミ子君、中川 雅治君、橋本 聖子君、小川 勝也君、大石 尚子君、大久保潔重君、佐藤 公治君、轟木 利治君、広中和歌子君、福山 哲郎君、荒井 広幸君、神取 忍君、川口 順子君、加藤 修一君、浜四津敏子君、松 あきら君、市田 忠義君、川田 龍平君

衆議院議員

環境委員長 小島 敏男君、環境委員長代理 北川 知克君、環境委員長代理 伴野 豊君、環境委員長代理 江田 康幸君、修正案提出者 北川 知克君、修正案提出者 村井 宗明君、修正案提出者 江田 康幸君、環境大臣 鴨下 一郎君、環境副大臣 桜井 郁三君、大臣政務官 並木 正芳君、環境大臣政務官 加藤 堅一君

事務局長 常任委員会専門員、政府参考人、内閣官房内閣参事官、内閣官房総務局長、洋政策本部事務局長、金融庁総務企画局審議官、金融庁総務企画局参事官、総務大臣官房審議官、総務大臣官房審議官、総務大臣官房審議官、消防庁国民保護・防災部長、外務大臣官房参事官、外務大臣官房参事官

財務大臣官房審議官 川北 力君、財務大臣官房審議官 永長 正士君、財務省主計局次長 木下 康司君、財務省理財局次長 中村 明雄君、文部科学大臣官房審議官 布村 幸彦君、文部科学大臣官房審議官 久保 公人君、文部科学大臣官房審議官 岡 誠一君、文部科学大臣官房審議官 大西 珠枝君、文化庁文化財部長 佐々木昭博君、農林水産大臣官房審議官 島田 泰助君、林野庁林政部長 福田 隆政君、林野庁国有林野部長 伊藤 元君、経済産業大臣官房審議官 内山 俊一君、経済産業省製造産業局次長 平工 泰文君、資源エネルギー庁次長 上田 隆之君、資源エネルギー庁省エネルギー部次長 北川 慎介君、資源エネルギー庁省エネルギー部次長 西山 英彦君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 小川 富由君、国土交通大臣官房審議官 竹内 直文君、国土交通大臣官房審議官 竹内 直文君

国土交通省総合政策局長 北村 隆志君、環境大臣官房審議官 谷津龍太郎君、環境大臣官房審議官 白石 順一君、環境省総合環境政策局長 西尾 哲茂君、環境省地球環境局長 南川 秀樹君、環境省水・大気環境局長 竹本 和彦君、環境省自然環境局長 櫻井 康好君、防衛省防衛政策局長 松本隆太郎君、防衛省防衛政策局長 徳地 秀土君、防衛省運用企画局長 長岡 憲宗君、防衛省経理整備局長 伊藤 盛夫君、防衛省地方協力局長 伊藤 盛夫君

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○生物多様性基本法案(衆議院提出)
○参考人の出席要求に関する件
○委員長(松山政司君) ただいまから環境委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日までに、山下栄一君及び大石正光君が委員を辞任され、その補欠として浜四津敏子君及び佐藤公治君が選任されました。
○委員長(松山政司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の審査及び生物多様性基本法案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣参事官鎌形浩史君外三十九名を政府参事人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松山政司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松山政司君) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保潔重君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の大久保潔重でございます。

今日は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、トップバッターとして質問をさせていただきます。

この地球温暖化対策推進法は、平成九年に京都で開催されたCOP3の京都議定書の採択を受け、翌年の平成十年に、我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組む枠組みとして制定されました。以後、平成十四年には、京都議定書の締結を受け、目標達成計画の策定や計画実施体制の整備などの改正がなされ、平成十七年の改正では、京都議定書の発効を受け、対基準年度より大幅に増加している温室効果ガスの算定・報告・公表制度の創設等が定められました。平成十八年には、京都議定書の第一約束期間を前に、京都メカニズムクレジットの活用に関する事項の追加等、それぞれ改正がなされてまいりました。

そして、今回の改正は、伸び続けている国内の、特に業務部門や家庭部門における温室効果ガスの排出量対策を抜本的に強化するための提案

説明がなされました。北海道洞爺湖サミットを前に、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、また諸外国の動向を踏まえながら、長期的かつ継続的に温室効果ガスの排出削減のための基盤を整備する必要があります。

先般、衆議院における法案審議で活発な議論がなされ、修正案という形で今回提案がなされました。今日は、その修正案提出者の先生方もこの場面にいらっしやっておりますので、まずはその修正部分について何点かお尋ねいたします。

私は、昨年の夏、初当選をさせていただきました。その参議院選で民主党は、脱地球温暖化戦略の中で、CO₂見える化、いわゆるカーボンデュークスロージャー制度について二つの公約をしております。一つ目は、企業部門においてCO₂排出量を有価証券報告書に開示することであり、二つ目は、家庭部門において各家庭のCO₂排出量を電気、ガス、燃料などのエネルギー事業者が通知すること等が盛り込まれております。

これまで、企業には自主行動計画を、そして家庭には自主的な国民運動を呼びかけて取り組んできたものの、具体的にはそれぞれのCO₂排出量が分からないために、日本全体としての二酸化炭素の排出量は増加の一途であります。公約に基づいて提案されたというこの修正案において、カーボンデュークスロージャー制度はその状態を解決するためにどう取り組んでいくのか、また本当に効果があるのか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(村井宗明君) 今御質問がございましたカーボンデュークスロージャー制度についてお答えいたします。

元々は確かに民主党の公約ではありましたが、このカーボンデュークスロージャー制度については、与党、野党、そして大臣の前向きな答弁も含めて、お互いに真摯な議論の下、議員立法にて修正をされました。

今質問者が言われたとおり、地球温暖化の最大の他の環境問題との違いが一点あります。例えば、ごみ問題や砂漠化などは目に明らかに見える

んですが、この二酸化炭素というものはなかなか目に見えません。においもありません。そんな中で、CO₂の見える化にいかに取り組むのか、それが衆議院の環境委員会で与野党とも真摯で議論し合ったのが今回のカーボンデュークスロージャー制度です。企業部門においては、特に有価証券報告書などを念頭に置いてCO₂の排出量をどう公開するかについて検討をすること、そして二点目として、家庭部門においては、電気、ガス、燃料などのエネルギー事業者が協力していただいて、それぞれの家庭でのCO₂の排出量を分かるように努力義務を課せようというのが今回の改正案です。

それに伴って、先ほど環境大臣からもこの場でお話いただいたんですが、今環境省としても世界へ向けてこの部分を発信し、しっかりと前へ進めていくという話がありました。与野党とも力を合わせて、この二酸化炭素の見える化に向かって突き進むためにこの法案に協力いただければと思います。

○大久保潔重君 一般の国民の皆さんはCO₂とというのが本当に見えませんが、そういう意味ではこれを、排出削減ですね、それを国民みんなやっていくためにも、是非その見える化の推進というのが必要なものであるというふうにも私も考えております。

さて、今回の修正案、附則の三条についてちょっと質問いたします。

これまでもCO₂排出量の情報開示においては、一定規模以上の事業者による国への報告義務、また環境報告書という二つの制度が存在しました。今回の法改正で新たに提案されたのは、今までの制度が不十分だからでしょうか。であるならば、何が不十分なのか、お示しいただきたいと思っております。

○衆議院議員(村井宗明君) 今おっしゃられた質問なんですが、国への報告義務の部分、そしてもう一つは環境報告書という二つの報告制度が企業部門では今まではありました。しかし、衆議院の

環境委員会の中の参事人質疑の中で御発言をいただいた部分がありました。それは、国への報告義務で出した数字と環境報告書に出している数字が一致しない企業が多い、誤差ならともかく三割ぐらい違っている企業も非常に多く見受けられます。

これはなぜそうなったのか。環境報告書は、そもそも出しても出さなくてもどちらでもいい報告書です。その上、全部書かなくても、例えば三つ工場があれば、環境問題に熱心に取り組んでいる二つの工場についてのみ報告し、もう一つには報告しないということがあっても何ら罰せられることがないし、また、具体的な数字がなくても、私たちは一生懸命取り組んでいますということさえ記載してあれば十分でした。

そこが環境報告書では今まで足りなかったところであり、二点目として、国への報告義務も残念ながら一年遅れでの公表になってしまっています。もちろん、国に報告するというのも非常に重要なんですが、それよりも直接それぞれの企業が開示する制度になる方がタイムリーな情報公開ができるんではないかということが、与野党とも衆議院の環境委員会で議論し合った方向です。

○大久保潔重君 これまでの制度で不十分な点というの御指摘いただきました。

今回の修正案、附則の三条について先ほど質問しましたけれども、同じくこの修正案において、新たな第二十一条の十一という項目が追加をされております。その中では、例えば電気、ガス、燃料などのエネルギー供給を行う事業者は、一般消費者に対して各家庭におけるCO₂排出量の把握に必要な情報提供をする旨が記載されております。この趣旨は何であるのか、また、これまでの環境家計簿の制度では不十分なのか、理由を聞かせていただきたいと思います。

○衆議院議員(村井宗明君) それぞれの家庭のCO₂排出量の課題ですが、例えばここにおられる環境委員会の皆さんでも、御自分の家のCO₂排出量は分かるでしょうか。今、政府としては、そ

それぞれの家庭でのチーム・マイナス六%であったり、一人一日一キログラムのCO₂削減を一生懸命呼びかけています。もちろん真摯な呼びかけをしているし、その努力は賞賛に値するんですが、例えばここにおられる皆さんでも、そもそも自分の家で何キログラムCO₂を出しているのかが分からない状態にあります。環境省としても環境家計簿を付けてほしいということも呼びかけているんですが、具体的に言えば、やはり〇・五%ぐらいの人しか自分の家の環境家計簿を付けてCO₂排出量を把握している人がいません。

そんな中で、私たちは考えました。そうです。エネルギー事業者に協力してもらえば、それぞれの家庭のCO₂排出量が分かるということです。例えば電気が何キロワット使ったというのが分かれば、それに排出係数を掛ければその電気に基づく家庭のCO₂排出量が分かるわけです。例えばガスについても、ガス何立方メートル使ったとなれば、それに排出係数である例えば二・二二を掛ければその家で何キログラムCO₂を排出したのかが分かるわけです。

今回はそれぞれの企業の努力義務としました。例えば電気がガスであれば、検針票などに記載してもらって、場合によっては明細書、場合によっては請求書でも結構なんですが、それぞれのエネルギー使用料に基づくCO₂排出量を小さくてもいいから記載していただくよう努力義務を付けることによって、今まで家庭では全く分からなかった自分たちのCO₂排出量が分かるようになる、それが今回の改正案の目標です。

○大久保潔重君 今回の法改正で、情報提供、その通知方法まで具体的に示したかったです。検針票なのかあるいは領収書なのか明細書なのか、是非これを具体的に検討を進めていただいて、そしてしっかりとした情報提供を一般消費者に対しても行うことによってお互い排出削減の努力をやっていくということ、非常に共感するところがあります。

せっかくですから、村井議員に最後一点。

企業に対して我が党、民主党が公約の中で示しておりました有価証券報告書への記載について衆議院においてはどのような議論がなされたのか、そして、その有価証券報告書への記載についての今後検討すべきことなどありましたら、お答えいただけますか。

○衆議院議員(村井宗明君) 皆さんも、お聞きしたいことがあります。それはこの国を動かす最大のパワーは何かということ。この資本主義の国においては、やはり資本やお金が国を動かす最大の力となっています。今や国際金融は国境の壁を飛び越えてあちこちに何百兆円というお金が行ったり来たりして、それが社会を動かしています。

もちろんそれぞれの有価証券報告書には、どの企業がどれだけもうかりそうか、それからどういう実績を上げているのかが記載してあって、それに基づいて投資、これが基本であることは言うまでもありません。ただ、この国を動かしているこの資本のルールの中に環境というファクターを盛り込むことが、本当に社会を変えていく、そして未来へ向かっての大きな一歩を踏み出すものであると私たちは確信しました。

二〇〇七年のダボス会議においても、今、気候情報開示委員会という特別な委員会を設置され、環境と金融をどう結び付けるのかについて真摯な議論がされています。また、アメリカにおいても同様に、多くの機関投資家がCO₂の排出量の情報開示を求めています。

まさにこの世界を動かしている金融や資本の中に、この動きの中に環境というファクターを入れれば、この国の未来、そして世界の流れを変えていき、環境関連投資を増やしていくことができる。私たちは考えています。その上で今回はあえて検針というところにさせていただきました。環境というファクターがそれだけ金融の流れ全体に影響を与えるほど重要なものなのかどうかについての議論はあると思います。私はそれだけ環境というものが経済と密接な結び付きがあるものだから有

価証券報告書も含めて検討していくべきだということに今回の文言を入れさせていただきました。今後は環境大臣を始めとして金融庁の皆さん方と一緒にしっかりと真摯な議論をし、環境と金融をどれだけ結び付けていくのか、環境と経済の両立を図るルール作りが求められている、そのための検討が今回の附則でございます。

○大久保潔重君 経済活動と本間に環境問題というのはい見相対するような部分もございすけれども、しかし地球温暖化の問題も含めて、この環境問題というのは本間に国内においても事業者、各御家庭一体となつて取り組むべき問題でありまして、また世界がやっぱり一丸となつて取り組むべき問題だと思っております。これは本間に一つの方法として、またこれからのいろんな克服しなければならぬ問題もたくさんあるでしょうけれども、是非それはまたいろんな議論の中で方向性を出していければというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、政府にお尋ねをいたします。今回の法改正で、事業者は国民の日常生活における温室効果ガス排出抑制の取組に寄与する措置の努力義務が明記されております。しかし、イメージがわかないのであります。具体的にどのようなことを考えておられるのか、また排出抑制を支援する役割提供者の協力とはどのようなことを想定しておられるのか、お答えしていただければと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 今般の法律の提案におきまして、事業者について二つの指針を作つてその努力をお願いしたいと思っております。一つは、もちろん物づくりなどの過程において、あるいは車を走らせる過程において出てくるものをいかに減らすかということでございます。もう一点が、今お話ございましたやはり家庭部門の削減を図る上で多くの方々が必要とする知識が、今お話しございましたやはり製品なり業務を提供する企業でなければ分からないという内容もあるわけでございます。そういったものを、

そういった情報を持つておる企業の方から日常生活における削減に必要な情報を提供してもらつて、それで全体としての削減を進めたいということが趣旨でございます。そのためには、製品あるいはサービスを購入する際にできるだけ正確な情報を提供するというところでございます。

例えばでございますけれども、家電製品などを想定しますと、買換えによりまして一年間という形で使えばどの程度CO₂の排出量が削減されるかといったこと、それから製品の使用方法によつてまたどの程度CO₂の排出量が変わるのかといったことも必要な情報でございます。それから、もちろんこれ車も同じでございます。車についてもその方法によつて変わるわけでございます。

したがって、様々な分野ございすけれども、よりCO₂の排出量の少ない製品の購入あるいは使用方法、様々なことを見直しまして、是非ライフスタイル、ビジネススタイルが変わるようにと、そういうふうにして考えております。

○大久保潔重君 今回の改正案の中で排出抑制等指針のイメージということで以前説明をいただきました。その中で、排出抑制のための対策メニューあるいは排出原単位の望ましい水準などということでありすけれども、事業所において事業活動を伴うそういった事柄について今後どのようなベンチマークといひますか、お示しされるのか、ちよつと教えていただければと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) このベンチマークでございます。今回私ども法律をお通ししたければ是非とも早い時期にその準備に着手したいと考えております。

基本的には、排出抑制を努める上でその目標にすべき望ましい水準でなければならぬということでございます。国際的な分析もいたしまして、例えばオフィスにおける床面積とかあるいはまた物の一トン当たりの生産とか、そういった各事業分野によつてベースになるものは違ひますけれども、各事業分野のその事業活動の規模、活動量を

示す適当な指標を作りまして、それに対して温室効果ガスがどれだけ抑えられるのか、どれだけ出るのかということについての水準を示していきたいと考えております。これにつきましても、もちろん経済的な面の勘案は必要でございます。その上で、一般的な事業者が最大限効率的な設備の導入や適切な方法による利用を行った場合に期待される水準ということでございます。

なお、当然私どもとしましては、その水準の数字のみならず、その数字の前提としてはどういう設備の導入あるいはどういう設備の利用方法と、そういったことも併せて示していきたいと考えているところでございます。

○大久保潔重君 そういう水準のみならずということでありまして、是非そういうのを提示していただいで、どんどんどんどん促進していただきたいと思っております。

先ほど話のありました、CO₂というのが見えないものですから、例えば日常生活における家電製品等、先ほどもありましたけれども、そのCO₂見える化、この具体的これからの推進に対して政府の御見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、CO₂は他の汚染源と全く違う特徴を持っておりまして。見えない、におわない、しかも身近なところでの害がない、健康被害などが及ぶわけではないということ、全く違う形の物質だということに考えているところでございます。そのため、私どもとしましては、具体的に様々な見える化の努力をしていきたいと思っております。

例えば、私ども、日常生活におきまして、温室効果ガスの排出量の削減に関する情報提供の問題、それから消費者選択の材料となるような同種の製品についてのメーカーごとのCO₂排出量の違いとか、そういったものを踏まえまして、それを例えば具体的にエコポイントに反映すると、そういったことも考えているところでございます。

○大久保潔重君 次に、自治体による実行計画といたしまして、これについて質問いたします。これまで、都道府県や市町村が率先して削減努力を行うという地方公共団体の実行計画は、どうも内向きな実行計画の印象を持っておりまして。今後はもっと外向きな地方自治体の実行計画を策定する必要があると考えますが、今回の改正で実行計画の、地方公共団体のですね、実行計画の拡充というふうに書いております。具体的な内容があればお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(南川秀樹君) 委員御指摘のとおり、これまでの実行計画が内向きだったのは事実でございます。これは、印象のみならず仕組みがそうなっております。これは、各県あるいは各市町村の自分たちの事業に関して、全体としてCO₂をどれだけ発生してやるか、またそれを踏まえてどう減らすかということ、またそれを踏まえてどう減らすかというところで制度ができていたわけでございまして。したがって、市民全体に対してあるいは県民全体に対してどのように協力をいただくかという観点から計画にはなかつたわけでございまして。

今回、私ども、そういった状況を反省いたしまして、やはり地域全体としてどのように取り組んでいただくかということ、また、市町村に期待をいたすところがございます。例えば、その一つが化石燃料以外のエネルギーの利用促進でございます。太陽光とか風力とかバイオマス、地熱と、そういったことの検討も是非お願いしたいと思っております。また、駅へのアクセス等の改善とかあるいは風の道の確保による地域環境の改善と、それから、当然ながらその地域の事業者との連携による幅広い削減方策の樹立、また廃棄物につきましても、分別収集の強化のみならず、メタン回収とかあるいは熱回収、そういったことを含めて見ていただくということ、御指摘のとおり、外向きの施策にしていただきたいところでございます。

○大久保潔重君 是非、そういうことで地方公共

団体にもやはり外向きな概念を持って、この削減努力といえますか、政策を是非進めていただきたいというふうな思っております。

今ちょうど答弁の中にバイオマスなんという言葉が出てきました。今後、この地方公共団体の計画策定に対して、例えばバイオマスなどの自然エネルギー、これを導入促進、国としてこの計画にどのように関与していくか、かかわっていくかというスタンスであるのか。と同時に、環境省全体の立場としてこの新エネルギー政策について今後どのように推進していくかと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、国の関与でございますが、私ども、基本的には是非各地域でオリジナルに考えていただきたいと思っております。もちろん、全体的に私どもこういった法律上細かく案を作ってお示しする以上は、マニュアルを作りまして、またそのデータも国際的な情報も含めてお付けして、各地域での取組が進むようにしたいというふうには考えます。ただ、あくまでそれを踏まえて是非地域で考えていただきたいと思っております。その中で、特に私ども、今回の新しい条文の中で、県や指定都市などが計画を達成していく上で必要であれば国の役所について必要な協力を求めるといったことも入れたわけでございます。

したがって、もちろん私ども、設置段階から国、環境省のみならず各省協力して対応いたしますけれども、その後も、作りつ放しでなくて、各地域で動かす際に、それを動かしていくときに、国の対応が必要な場合には当然国として必要な協力ができるという形で条文中とめさせていただきます。

それから、新エネでございます。新エネにつきましては、何といいたしても、長期的に考えれば、日本自身が化石燃料がほとんどゼロに近い国でございます。これから世界の需要が高まる中で、値段も上がっておりますし、やはり日本自身が早く脱炭素化、脱化石燃料という姿勢を明確にしていけることが必要だと思いま

す。これはCO₂対策としても必要でございますし、ある種、国としての長期的な安全保障という意味でも是非必要なことだと考えております。環境省自身の予算は少のうございまして、私ども、新エネルギーを地域で導入していくということについては、街区まるごとCO₂削減事業といったような形で、こくわずかでございますけれども、私どもも、私どもも具体的な各地域の取組を見ながら新しい方策を考えていきたいと考えているところでございます。

○大久保潔重君 地方はそれぞれ地域のいろんな実情もございまして、その地域地域に合ったエネルギー政策というのを、国としてもいろんな情報を提示していただいで、御支援をしていただければというふうな思っております。

新エネルギーといえますのは、もちろん環境にいいという問題だけじゃなくて、やはりそれがものが科学技術の振興であります。我が国は本場に資源に乏しく国土も狭いという状況の中で、やっぱり自然環境に配慮した産業の育成という意味でも、新エネルギーの開発促進といえますか、是非環境省が大きく大きく積極的に関与していただいでその促進をしていただきたいという私の個人的な思いであります。

話が飛び飛びになりますけれども、次にCDMクレジットについてちょっとお尋ねをいたします。これはクリーン・デベロップメント・メカニズム・クレジット、この今の現状と国際的な評価はどうなっているのか。そして、環境省内でいろいろ議論されていると思っております。今後積極的な取組になり得るのかどうか。それから、今回の改正案でも植林CDM事業についていろいろ記載がなされておりますけれども、この植林CDM事業の利点と不利益といえますか、メリットとデメリットがあればちょっとお示しいただきたいというふうな思っております。

○政府参考人(南川秀樹君) CDMにつきましては

は、実は国際的な評価は様々でございます。CDMにつきましても、当然ながら大変、何ですかね、喜んでくれる国もございまして。やはり現在のCDMといえますのは、実際にCO₂などの温室効果ガスを排出するその国が、途上国を想定しておりまして、その国に対して協力をするとその国の排出削減の努力がクレジットとなりまして、それが商品として出回ると、それを購入するというところで、そういう間接的な影響によってその途上国の技術開発を促進し、その削減を図っていくことと、そして先進国だけで下げられない部分についてそういった部分で賄っていくこととございまして。

したがって、やはりある部分が商品化したしまして値段が付いていく、その結果としまして、非常に金の掛かる対策であっても、そのトンを減らすのに例えば二十ドル、三十ドル掛かるものであっても、また逆に一トンを減らすのに一ドルも要らないような対策であっても、同じような値段が付く場合が多いでございます。これは様々な場合がございまして。

ただ、そういったこともございまして、本当に元々のCDM制度がねらっておいた途上国の技術開発に役立つと、途上国を含めた世界的な削減に真に役立つものになっているかどうかについて批判も随分あるということは御承知のとおりでございます。これをとらえまして、温暖化対策というのはマネーゲームじゃないかというような強い批判をされる方も多々ございまして、現在の温暖化対策を批判する中で最も多いのがこの分野じゃないかというふうな私自身は承知をしております。

ただ、この分野につきましては、昨日までの環境大臣会合でも実は話題になりました。その中で、これにつきましては、済みません、ちょっとすぐ出てこないんですが、議長サマリーにもその部分が反映されております。

例えば、昨日のサマリーの中では、CDMプロジェクトにつきましても、CDMプロジェクトの推

進のインセンティブを与える推進力ということで、炭素に価格を付けるということが大事だという話もございまして、またもう一つ、このCDMにつきましても、持続可能な開発に貢献できるようにCDMを改良するということの必要性も指摘されたわけでございまして。

したがって、様々な議論がございまして。ただ、私どもとしましては、これまでやはりCDMについては役立っている部分もあるわけでございまして。例えば、まず日本の取組でございまして、これも、これにつきましては、これまで政府におきましては、二〇〇六年度で約六百四十万トン、それから二〇〇七年度におきましては千六百六十万トンの取得契約をいたしました。五年間で一・六%に当たる約一億トンのCO₂の部分を購入するという計画でございまして。これについては、第一約束期間の京都議定書を守るためにもしっかりとりたいと考えているところでございまして。

ただ、いずれにしましても、できるだけやはり購入する限りは、政府として安く買うという努力をするのは当たり前でございますので、CDMだけでなく、京都メカニズム全体の中にもございまして、例えば枠の余っている国から環境投資をしていただく前提で直接枠を買ってくるようなシステム等がございまして、そういったことも含めてできるだけ幅を広げて選んでいって、できるだけ税金でございまして、安く効率的に買う努力はしていきたいと考えております。

なお、森林のお話もございました。森林自身は非常にその保護が大事でございまして、現在の世界の排出量のたしか一七・五%程度が森林破壊からのCO₂の排出でございまして。そういう意味では、やはり森林の問題は大事でございまして。

現在は森林については、森林を守ることの価値は制度に反映されませんが、植林をした場合のCDMに活用できるというだけでございまして。ただし、これ自身が、それこそ山が燃えたりあるいは山が崩れたりしたらまた消えてしまっていますので、

そういったことの手続は今回の法改正で行いますけれども、やはり森林植林のみならず、森林保護の扱いということについては、今後のポスト京都も含めて、私どももしっかりとした意見を持って世界的な議論に貢献していきたいと考えております。

○大久保潔重君 CDMのクレジットについて本日に詳しく説明をしていただきました。先ほども言いましたように、経済活動と環境というのは一見相反するところがあるわけでありまして、けれども、しかし、この環境問題はやっぱり急いでやらなければいけない。ですから、やっぱり経済的インセンティブを与えていくということも非常に大事なことだと思っております。

そういう意味では、今回の本改正案の中で、例えば国内の排出量取引の問題、あるいは排出される炭素に課税をするような税制といえますかね、いわゆる環境税などについての明記がなされておられませんけれども、地球温暖化に対する非常に重要なこれらの政策について今後とも積極的な検討をしていただきたいと思っております。

もう時間がございます。最後に、鴨下環境大臣、昨日までのG8環境相会合、本にお疲れさまでございました。いよいよ七月に迫った北海道洞爺湖サミットで議長国として世界の議論をリードしていかねばなりません。地球温暖化対策の推進に関して、米国は、主要排出国でありながら削減義務を負っていない中国やインドなどの新興経済国の同意が大前提との主張を展開しております。仲介役としての日本の指導力が試されるわけでありまして。

政府として、温暖化対策の包括提案でもありませんが、環境大臣の今後の取組に対する御決意をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(鴨下 一郎君) 昨日閉幕しましたG8の環境大臣会合、これには私は二つの大きく留意する部分がありました。一つは、七月に行われるサミットに向けての道筋をつくるということ

と、加えまして、来年のコペンハーゲンで行われますCOP15、これに対して我々が貢献できるようにと、この二つを留意して臨ませていただいたわけでございまして。

具体的には、二〇五〇年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させるいわゆる長期目標につきましても北海道洞爺湖サミットで合意することに強い意思を表明すると、こういうようなわけでございまして。議長総括をまとめさせていただきます。世界全体の排出量半減に向けて先進国が大幅な削減を達成することにより主導すべきと、こういうようなことと同時に、具体的には例えば中国、インド、ブラジル、こういうような国を含めた排出量が急増している新興工業国、こういうようなところの排出量の増加のスピードを抑制すべきと、こういうようなこと、あるいは今先生おっしゃったような排出量取引につきましても、炭素に価格を付けることの意味、こういうようなことを我々としてはしっかりとある意味で取りまとめて、そしてこれを洞爺湖のサミットに向けてしっかりと強い形でインプットしていく。そして加えて、これはG8国だけではありません、むしろすべての国が参加をする来年のコペンハーゲンでのCOP15の成功に向けて、この会議が意義あるものにしたと、こういうようなことを申し上げてきたところでございまして、引き続き、今議長総括でまとめたこととインプットしてまいりたいというふうなふうに思っております。

○大久保潔重君 終わります。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の福山でございます。今日は四十分ですので、時間ありませんので早速質問させていただきます。

大久保先生からも最後にお話がありましたけれども、環境大臣サミット、鴨下大臣、御苦勞さまでございました。私は、野党の立場で、温暖化対策を推進するという立場でいつも申し上げま

すから、国際会議のたびに、日本のポジションはまだまだ足りない、もつと頑張れというお話をさせていたのが常でございまして、いつもその話をさせていただいて、今日も同じような話になります、まあ言い続けることも重要だと思えますので、大臣、そこはお許しをいただいております。

私は、大臣のポジションはなかなか厳しいところで、経産、環境、官邸、いろんな意思もあり、当日も、実は二十四日のステークホルダーとの対話でも、経団連さんと経済同友会さんがそれぞれ若干別のトーンで話をされたとか、いろんな話が入ってきておりますし、国際会議ですからこちらの思うとおりにいかないのもそれ常でございませう。

その中で私は、まあ合意としては今でできる鴨下大臣の範囲では非常に御健闘されたんだというふうには実は評価をしております。ただ、日本のポジション、ずつと言われてきたポジションから余り変化がないことも事実でございまして、今まで日本のポジションを言っていたことをもう一度確認をしたという評価もできると、ただ確認をしただけだという評価もできるといふこともあります。

まず、大臣、今御答弁もいただきましたけれども、このG8の環境サミットに対する御自身の御評価をお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 自分の評価はなかなか難しいものですから、具体的に少しその経緯について申し上げます。

G8のほか中国、インドなど合計十九の国、地域、環境大臣あるいは担当者が集まって、具体的には気候変動、そして生物多様性、3Rのこの三分野について議論をしたわけでありまして、これは二〇五〇年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させる長期目標を洞爺湖サミットでの合意とすることに強い意思を表明した。また、低炭素の社会の研究ネットワークづくりなどについて、

て、神戸イニシアチブと名付けた今回の会合のフォローアップのための活動と主要国の対話の提案について幅広い支持が得られたわけでございます。

今先生おっしゃっていますように、日本の中にも各種異論のあるステークホルダーもおいでであります。そういう中で、我々は政府の一員として対外的にあるいは国内的にいろいろなメッセージをこの会合で発しよう、こういうような思いで臨ませていただきました。

繰り返しになりますが、一つは洞爺湖での議長国としての使命、役割が果たせるように、環境分野においてある意味で我々環境の分野に携わっている人間の言わば合意をいかにつくっていくかということ、加えて、G8あるいはアウトリーチ国を含めた皆さんとの議論の中では、COP15に向けての言わばすべての国が参加する新たな枠組み、これに対して貢献できるように、こういうようなことでもございました。

それぞれ御批判もあり、なおかつ不十分なところもあると思えますけれども、一歩でも二歩でも前に進めると、こういうようなことにおいては私はそれなりに前に進んだかなと、こういうふうには思っておりますけれども、まだまだこれはゴールにたどり着くには一合目、二合目も分かりますので、引き続き努力をしたいというふうには思っております。

○福山哲郎君 その中で長期の半減は何か洞爺湖でという議論ですが、やっぱり各論の違いで明らかになったのは中期目標だということに承っております。中期目標の設定についてはどんな議論がされて、大臣としてはどんな思いだったのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 中期目標については、もうかねてから申し上げておられますけれども、ちょうど京都議定書におけるマイナス六％を日本がいつのタイミングで打ち出し、なおかつ、それについて国際的な批准に至るまでのプロセスというのはございましたけれども、この中期目標というの

はある意味で私は全く同じ意味を持っているんだらうというふうには思っております、この度の環境大臣会合においては、これはIPCCの科学的知見を考慮して実効的な目標を設定する必要がある、こういうような結論に至りました。

また、今後十年から二十年の間に世界の排出量をピークアウトさせるためには、先進国が率先して国別総量目標を掲げ対応するとともに、特に排出量が急増している途上国は排出増加のスピードを抑制することが重要との結論を得ておりました、これはある意味で特に途上国が排出増加のスピードを抑制すると、こういうようなことには中国、インドを始めとして参加した途上国がコミットしたと、こういうようなことは私はかなりの意味を持つことなんでしょうと思えます。特に、インドについては我々はまだ未知数でありましたけれども、今回インドの環境大臣からそういうような御発言があったと、こういうようなことは大きく評価ができることなんでしょうというふうには思っております。

また加えまして、これG8国で、これは議長サマリーですから合意文書じゃありませんけれども、今後十年から二十年間の間にピークアウト、こういうようなことを総理はかねてからダボス会議以降お話しになりましたけれども、これについてもG8で格段の異論がなかったと、こういうようなことも特筆するべきことなんでしょうというふうには思っております。

加えて、先生がかねてから御指摘いただいている中期目標については、その書きぶりについても随分いろいろと事務レベルあるいは大臣レベルでも議論があったわけでありまして、最終的に実効的な目標を設定すると、IPCCの科学的な知見を考慮してという前提に立ってですが、ですから、読みようによつては先生がかねてからおっしゃっているようなところに徐々にたどり着きつつあるのかなと、こういうふうには思っておりますので、是非、更に我々も頑張りたいというふうには思っております。

○福山哲郎君 大臣言われました、中期目標に半歩ぐらい前進だったということ、それは評価をしたいと思えますし、インドが本当に未知数だったところが、大臣おっしゃられましたように新たな計画を出すんだということを発表したこと、一つの成果というか一歩だと思えますが、済みません、大臣、私が今聞き間違えたのかどうかはよく分かりませんが、少し最初のころに、今の発言の冒頭ですが、ちよつと確認しておかなければいけないような話をされたように気が付いたので、ちよつとだけ確認させていただきます。

中期目標の議論は京都議定書の六％と同じような意味だとおっしゃいましたね。それは、済みません、ちよつと僕、そこは重要どころなので、ちよつと聞き捨てならないなと思つてもう一回確認をさせていただきます。大臣、もう一回お答えいただけますか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 私の前提の話として、国際交渉において中期目標というのは、かつて京都議定書のときの国際交渉の意味で、日本がマイナス六％を約束したわけですが、それと言わば同じような意味を持つているという趣旨でありまして、中期目標とマイナス六％は何ら関係はありません。

○福山哲郎君 もちろん私もそう思っています、京都議定書の六％を、今回、二〇五〇年という大きい長期目標の中で議論している二〇二〇年と同じような意味合いだということにとらえられるのは、実は日本政府のポジションとしては大分後退しているポジションだと思えます。

それはなぜかという、あの六％に対して日本の政府はずつと、EUが有利だったとかあの六％は京都議定書の交渉上の失敗だったというような議論があります。その意味合いでは余り難しくは中期目標というのは日本としては余り難くないという空気にもなりません、あの京都議定書をつくりましよう、第一約束期間はこれで設定しましようということで、先の話が実はありません

でした。

今回は、二〇五〇年世界半減という大きい目標があった中でプロセスの中の中間的な意味での中期目標ですから、京都議定書の中の六％とは意味が大分違うと思っておりますし、それと同じ意味合いで位置付けをしますと、中期目標の位置付けが非常に日本政府としてはネガティブな印象が残る。それは僕は余りいいことではないと思っておりますので、大臣、私が考え過ぎなんだと思ったら考え過ぎだ、そんな意味合いではないというふうな否定していただくんだったら否定していただいても結構ですが、そこは少し、済みません、もう一度御答弁いただけますか。

○国務大臣(鴨下一郎君) そういう趣旨では、ちょっと例え方が、私の例え方が不適切だったのかも分かります。

先生おっしゃる通りに、これから我々は中期目標については野心的にやっつけていかなければいけません。ですから、マイナス六％を決めたときと時代状況あるいは長期目標、こういうようなことについても全く違うわけですから、そういう意味においては私は先生と意見を共有しております。ただ、国際交渉という意味において日本がどういう目標を掲げるかと、こういうようなことでは、まああのときのマイナス六％と同じような意味で中期目標というのがあるんだ。ただ、中身については全く違います。

それから、今おっしゃった先生の趣旨は、私はほぼ一〇〇％共有した上で話をさせていただきたいと思っております。

○福山哲郎君 それならば、大臣のお言葉を信用したいと思いますが、あのときの日本のポジションは元々はゼロ％、プラス・マイナス・ゼロ％のポジションで交渉に臨みました。結果として六％になったわけですが、その間に吸収源やCDMの議論もあって、日本としては実質的にはマイナス〇・六％というところのポジションに落ち着いたわけです。

ただ、さつきから何回も申し上げてますよう

に、日本政府の京都議定書に対する評価というのは非常にネガティブな評価が多いので、是非中期目標に関しては、余り京都議定書の六％を引き合いに出して議論を私にさせていただきたくはないと思っておりますので、大臣、そこは今の御答弁を信用しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、排出量取引、税制上の問題について、経済的手法の問題についてですが、議長サマリイの中には、排出量取引、税制上のインセンティブ、パフォーマンスに基づいた規制、料金あるいは税及び消費者ラベル等の市場メカニズムは、炭素に価格を付け、価格シグナルを提供することを支援することが可能であるとともに、民間部門に対する長期的かつ確実な経済的インセンティブやCDMPプロジェクトの推進のインセンティブを与える潜在力があり、一層の排出削減を進める上で効果的かつ有効な手法との認識が共有されたというふうにサマリイには述べられました。私は、これは日本の中で国論が二分している排出量取引についての評価としては非常に前向きな評価をサマリイ上されたというふうに思っております。これは大臣の強い意思の表れかなと思っております。これは大変評価をしております。

しかし、問題はこの表現をいかに日本国内の排出量取引導入に対して反映させるかというものが重要なポイントだと思っております。おとといでございます。まさに二十六日にG8の環境大臣サミットが終わったその日に例の官邸で行われている地球温暖化問題に関する懇談会において発表された排出量取引制度については、まさにこのサマリイ、国際的なところで議論されたサマリイと国内での官邸での議論は全く逆のことが書いてあります。

なぜかといいますと、両論併記があつて、この点で欧米でも試行錯誤が続いており、当面は自主行動計画で対応し、予断を持たず慎重に検討すべきという意見があつたと言つて、世界の潮流であるという意見と慎重な意見があり、欧米の動向を注視しつつ我が国の実情を踏まえた国内排出量

取引制度について更に検討を継続することとするというふうな先に送つて両論併記をした。これまさに議長が御苦労された話と国内での議論が余りリンクをしていない。

日本のこの議論は、延々と私の記憶でも五年ぐらいいつこの議論が続いています。もうそろそろ国内の決着が必要だと思つたので、大臣はサマリイをまとめられたお立場ですから、その決意、いつもいただいておりますが、もう一度いただければと思います。

○国務大臣(鴨下一郎君) 我々も、低炭素の懇談会の間取りまとめを意識しつつこの議長総括にも臨んでおりました。ですから、冒頭申し上げましたように、この議長サマリイを強く国内にインプットしていくという趣旨もあつたわけでありまして、この七バラのところの排出削減のための経済的手法の活用、こういうようなことで、多くの国が活用しているわけでありまして、御答を付けて、こういうようなことについては御答をいただいたらいいわけでありまして、これは、国内の問題については多少消極的なステークホルダーの皆さんにもこのことをかみしめていただきたいというふうには思っております。

ただ、やはりこの七バラの後ろの方の、後段のところは各国の事情をかんがみつつと書いてありますので、ここがその中間取りまとめと整合を取りつつまとめさせていただいた深い意味もあるわけでありまして、是非、我々としては積極的にこの議長総括、これは各国の言わば特段の異論のないところでもまとめさせていただいたことでありまして、国内にも大いに参考にさせていただきたいというふうに思っておりますし、私たちとしてもこの取りまとめ責任としてしっかりと国内にも働きかけてまいりたいというふうに思います。

○福山哲郎君 ありがとうございます。また、これも議論になっておりますセクター別アプローチについてもサマリイにちゃんと表現をされました。私もセクター別アプローチ、いつも申し上げているように、否定をするわけではござ

いませんが、まさにこの議長サマリイに書かれていますように、ボトムアップアプローチによる削減ポテンシャルとトップダウンアプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じ得るギャップは環境の十全性を確保するために埋められる必要がある。これらのギャップは政策措置、革新的技術や国民などによるライフスタイルの変革などによる更なる削減の模索によって埋めていくことが可能である。セクター別アプローチは国別総量目標を設定するためのものではないことが明確化された。

これサマリイに書かれておいて、これも大臣がこれまでどおり御議論いただいていたことを表現されたと思っておりますので、これも私自身は評価をしておりますが、ここで明らかに、セクター別アプローチというのは一つの国別総量目標を設定するための方法だと、手段だと。それは国別総量目標とは違う、代替するものではないんだと、はっきりとこれ書かれています。やはりこのことは非常に重要だと思つたので、そのことの再度の確認と、それから、例のギャップを埋めることの認識は重要なんです、ここどうするんだというのが最大の課題でございます。具体的な手法として、このギャップを埋める政策措置として、何を考え得るのかということについて、大臣の現段階での御所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣(鴨下一郎君) セクター別アプローチの有効性については、多くの国から御評価をいただいたというふうに考えています。特に、今先生おっしゃっているように、このセクター別アプローチは、削減ポテンシャルとトップダウンアプローチによる計算される必要な削減レベルとの間に生ずるギャップ、これが起こり得るんだという認識であります。そして、それは国別総量目標と代替しないと、こういうようなことを明確に私たちは言わせていただきました。それに対して多くの国がこのことを理解したと、こういうこと

ただ、今おっしゃったように、このギャップをどうするのかという話は、これはその前に議論されました経済的手法の活用に限るわけであります。我々は、例えばサブライサイドの中には優れた環境技術たくさん日本は蓄積があります。それから、今度はデマンドサイドの中には大変環境に対して意識の高い国民の皆さんがいらつしやいます。この間をつなぐことがいかに必要かと、こういうようなことがこの行間に書かれていると、こういうことでございまして、これは議長総括をばねに更に、今先生が御指摘いただいたことも含めて、我々としても働きを強めていくと。そして、一つのきっかけとして洞爺湖サミットというのが大きな節目になるだろうと、こういうふうを考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

まさにそのギャップを埋めるのが経済的措置で、そのことの具体案を早く日本としてもやっつていこうということで、民主党もこの間、実は地球温暖化対策基本法という議員立法の中間報告を出させていただいて、その場でも経済的措置について明確に述べさせていただいたところでござい

ます。本法案で、改正法で新しく新設されました二十一条というのがありまして、これは排出抑制等指針を公表することになっております。排出抑制等指針には、事業者向けに排出原単位の望ましい水準としてベンチマークが設定をされている予定みたいですが、この位置付けとか内容が非常に重要になります。それは一体どのようなものかと。

それから、これは逆に言うと、ベンチマーク、排出原単位の望ましい水準を設定するということは、国内版のセクター別アプローチというかベンチマークを作っていくということになります。このことは今後の排出量取引制度が例えば導入された場合にも非常に大きな要素になると思っております。将来的も含めて、こういった経済的措置に

うなものにしようと思えるおつもりなのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 恐縮です。技術的なことですので、私の方で答えさせていただきます。

まず、この指針でございしますが、望ましい水準でなければいけないというところは当然でございまして。具体的にその指針の中身としまして、各事業所、これは工場もございまして、オフィスもございまして。また、各業種ごとでできるだけ分りやすく細かく細分いたしました。その中でどういう施設がどういう対策が可能なのか、施設の設置、それからその施設の管理方法、そういったことを国際的な水準も見ながら洗い出したいと。その上で、できる限り原単位という形のベンチマークの水準もお示ししていきたいと考えているところでございます。

これは、当然ながら経済的な負担ということも考慮する必要があります。一般的な事業者が努力可能な範囲でできるだけ頑張りたいと、そういったことを想定して作りたいたく、そういったことを指導、助言によりまして、そういったことの方でやればいいのかということが多岐に分かっているところと、非常にブラックボックスがなくなると、そういったものにしたと考えると、そこを

ただ、当然ながらでございますけれども、私どもこの法案を検討する際には、その後の排出量取引についてと様々な問題について併せて検討したわけではございませんので、それを想定した作業はしておりません。それにつきまして、当然ながら排出量取引の検討については、つい先日、環境省として大臣の御指示の下、四つの案をまとめながら排出の原単位ということが一つ大きなかぎになるところは入っております。ただ、これが同じものになるのかどうかと今聞かれますと、私も実は答えようございませ

れども、いずれにしても、仮に排出量取引が可能になった場合に、それについてそれを検討する上での大きな一歩になるような原単位にしていきたいと考えております。

○福山哲郎君 仮の話に逆に変な積極的にお答えをいただいて感謝を申し上げます。

いろんな材料を総合的に組み合わせればこれからの排出量取引なり経済的措置については議論していかなければいけません。そのこと、その総合的な判断がより公平なギャップを付けることができるようにこの排出抑制等指針の策定に当たっては御留意をいただければというふうに思います。

そこで、ちょっと事前質問にはなかつたんですが、南川局長にお答えをいただきたいんですけれども、これ今、事業所とかいろんなところに対して指針を策定することによってより分りやすく透明性を高めて頑張りたいと、どういような旨の発言がありました。これに対して、どういようなので、何らかのインセンティブとか国からの補助といういようなこと、イメージは将来的には可能なんですか。ただ単に事業者それぞれが努力をしているところに負担だけしろという話もなかなかそこ厳しくて、そこは一体、今すぐ結論出なくてもいいですが、そんなこともやっぱり将来視野に入れた中で議論ということではい

○政府参考人(南川秀樹君) 私ども、できるだけ望ましいレベルを目指すための指針でなくてはいけません。その結果として、業者によりましては非常に負担が掛かるところもあると思います。そういったことがなかなか強制的にできないということもあって、実はその指針ということで技術的な助言をやっていくということにとどまっているというのが残念ながら現状でございます。そういった現状でございまして、私ども環境省自身ができる支援策というのは非常に限られてお

りますけれども、是非関係省庁とも相談しながら、より高いレベルの対策が取れるような方策ということとは今後の宿題として検討させていただきます。

○福山哲郎君 続いて、今回、自民党さん、公明党さんにも大変協力をいただきました。衆議院側でこの法案、修正協議が調いました。そのことに関して心から感謝を申し上げます。

その修正協議の中で、いわゆる見える化、CO₂の見える化については、事業者による温室効果ガスの排出量等にかかわる情報に関して、製品等の利用に当たって情報を使う国民に対してどういふにその情報を分りやすく提供していくかということが重要な点だと思っております。製品の製造や使用、廃棄に、総合的なライフサイクルの中で、どうCO₂の排出量の情報を提供していくか、政府として何か具体的な考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。製造段階でCO₂排出量の少ない製品を消費者にどのように積極的に選んでいただくということも含めて、何かあればお聞かせをいただければと思

○政府参考人(南川秀樹君) 私どもやはりこれから対策を進めていく上で、日常生活に伴うCO₂などの排出減少、大事だと思っております。今回、二十一条の第二項で、特に事業者自らの排出削減以外に、事業者が協力をお願いして製造あるいは業務を提供する際に、そこから出てくるCO₂などの削減についての協力をするんだということをお願いする条文を入れておるわけでございます。これを進めていく上では、例えば電気製品などでしたら、一年間どういふ形で使えばどれだけCO₂が出るかとかいうことを是非製品タイプごとに表示していただくとか、同じ製品であればメーカーごとにどういふ違いがはつきり出てまいります。それから、その使用方法によってどのような変化があるかということもできるだけ分りやすく、例えばCO₂はCO₂の単位で示していきたいということも考えておりました。それにより

まして、今の消費者は非常に環境マインドが高うございますので効果があると思います。やりたければ何でも何をやっていいか分からないとよく言われますので、そういったことも見える化の効果として非常に期待できると考えております。

○福山哲郎君 是非そこは積極的によろしくお願います。
先般、実は私、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に関する質問主意書を内閣に提出をさせていただきました。実はこの温室効果ガスの算定・報告・公表制度では、排出側の権利や競争上の地位やその他正当な利益が害されるおそれがある場合には、権利利益の保護請求という制度がありまして、CO₂の排出量を開示をしなくてもよいケースがあります。

実は今回、昨年なんですけれども、三十六件、その権利利益保護請求が認められて非開示になりました。また、八十五事業所においてはその同様の権利利益保護請求があつたんですが、これは認められずに開示となりました。この非開示三十六事業所と開示になった八十五事業所の違いは一体何だったのか。そして、この非開示となつたところで自治体の条例でも既に公表されているところろが、実は国では非開示になっているところろがあります。これは何で自治体の条例では開示となっているのに国では非開示とされたのか、経産省、お答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(内山俊一君) お答えをいたします。

今回、権利利益の保護に係る請求を認めた事業所ににつきましては、当該事業所の温室効果ガス排出量が公にされた場合、一般に入手可能なほかの情報と照合することなどによりましてエネルギーコストや製造原価が推測可能となり、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとして当該請求を認めたとところでございます。

一方で、経済産業省に権利利益保護請求がなされた事業所のうち八十四事業所につきましては

は、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがないと判断をいたしました。

権利利益の保護に係る請求を認めるに当たりましては、経済産業省としましては、各種の情報や企業の環境報告書などの調査を行うとともに、請求を行った事業者に対し、当該請求に係る温室効果ガス排出量に関する情報の公表の有無などに関するヒアリングを実施いたしました。その結果、当該調査及びヒアリングにおきましては、委員御指摘の地方自治体による公表の事実を確認できなかったことから、不開示請求を認めたとところでございます。

○福山哲郎君 そうすると、自治体の条例に基づいて公表されている事実を認識していれば開示するということになつたということですか。

○政府参考人(内山俊一君) お答えをいたします。

不開示請求の認定に当たりましては、地方自治体による公表の事実を認識しておりませんでした。仮に、委員御指摘のように、そうした事実を認識していた場合には、当該公表の具体的内容について精査を行い、開示が適当かどうかの判断を行つたものと考えております。経済産業省としましてはそういうふうにご考えておるところでございます。

○福山哲郎君 ということは、再度、その認識、自治体の条例による開示があつたかどうかを確認される御意思はございますか。

○政府参考人(内山俊一君) 経済産業省といたしましては、地方自治体による公表の事実を確認をし、当該公表の具体的内容について精査をしつかり行つていくということでございます。

○福山哲郎君 ということは、もう一回確認をされるということでしょうか。いいんですかね、今の答弁は。ちよつと最後、語尾が小さかつたので。

○政府参考人(内山俊一君) 確認をいたしました。開示が適当かどうかの判断を行つていきます。

○福山哲郎君 じゃ、確認をしていただいたらまた御報告をいただきたいと思ひます。

実は、この今般の改正法では、地方自治体への役割に非常に強い期待をされまして、計画作りの義務化などが進められます。その義務化の中に実はこの開示制度がどの程度それぞれの自治体組み込まれるか分かりませんが、やはり排出量の、何というか、透明性、公明性というのは非常に重要だと思ひます。

要は、この排出量の算出・報告・公表制度が充実をしていかないと、今後国内で議論される国内排出量取引制度の議論においても非常に、何といひますか、必要な制度として準備をしていかなければいけないと私自身は思つておりまして、別に、開示があつたからといって、その多排出の事業所等については例えばやり玉に上つたり悪者扱いすることではなくて、そのことによつて、どうやってその多排出事業所等について具体的に排出削減の方法が講じられるか等々をやつぱり議論していかなければいけないと思ひますので、私は、今後の、先ほどまさに、議長サマリーにおいてこの国内排出量取引制度の有効性が確認されたことに合わせて、この国内排出の算出・報告・公表制度の拡充は不可欠だと思つておられるんですが、環境大臣と経産省さん、お答えをいただけますでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 質問主意書の中身ににつきましては私も拝見をしまして、先生の趣旨は理解をしていられるつもりであります。

特に、地方公共団体が自らの事務に関して自らの判断と責任で条例を定めることができること、こういうようなことについては、むしろ国よりも積極的になさるところもこれから出てくるんだろうと思つております。

そして、算定・報告・公表制度におけるいわゆる権利利益が害されるおそれがあると、こういうようなことのある無の判断に当たりましては、これは厳正かつ公正、公平な判断を行うことを政府の基本方針としているわけでありまして、その判

断に当たつてどういう判断がされたのかということについての透明性が確保されると、これが重要なだろうというふうな思つておられて、環境省としては適切な運用に努めてまいりたいというふうにご考えます。

○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。
温対法上の温室効果ガス算定・報告・公表制度に基づいて事業所ごとの排出量を開示することは、事業者が自主的に排出削減の取組を推進していく上で重要であると考えております。しかしながら、事業者ごとの排出量を開示することにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合には例外的にその情報を不開示とすることが適当と考慮しております。ただし、そのような場合であっても、原則として企業単位の排出量を明らかにするなど、可能な限り排出量の情報の開示が行われていくものと思つております。

今後とも、温室効果ガス算定・報告・公表制度の不開示認定につきましては、引き続き厳格な運用をしていくべきであるというふうにご考えております。

○福山哲郎君 両省から積極的な答弁をいただいたというふうに一応判断をしますが、先ほども申し上げましたように、非開示、厳格な運用といひながら非開示だということに国が決めたところは、実は地方公共団体の条例でもう表に出しているものが国は非開示だという、非常に矛盾をした結果が起きていられるところもござりますので、これはやはり非常に厳格で透明性な、大臣がおっしゃられたような形の開示の状況をたくさんつくつて、たくさんというか充実をしていかなければ、国内排出量取引制度のより実効性を上げるためにも私は必要な条件だと思ひますので、是非今後も御努力をいただきたいと思います。

まだまだ聞きたいのですが、あつという間に時間が来てしまいましたので、これで終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○広中和歌子君 民主党・新緑風会・国民新・日本の中和歌子でございます。

大臣、環境大臣サミットでのリーダーシップに心から敬意を表したいと思います。私もGLOBEという地球環境国際議員連盟の一員として、前日、神戸の同じ会場に行かせていただきました。環境大臣会議に先立ちまして、NPOの方、国際機関の方、大勢御参加になり、そして危機感を共有すると、地球温暖化に対する危機感を共有するということがあつて、そしてさらに環境大臣との対話の時間も持てたということ、本当にすばらしいことだと思えました。今昔の感を持ったわけでございます。いずれにいたしましても、これから大臣の御活躍を、環境大臣としてのリーダーシップを心から期待するところでございます。

さて、この法律でございますけれども、一九九八年、平成十年にできていますけれども、いろいろも、恐らく京都議定書の発効をにらんで、どうやって、我が国で温暖化に向けてどのような対策を講じるかということで作られた法律だと思えます。そして、今またその法律の一部を改正する法律案が出ていますけれども、そうした法律ができたにもかかわらず、京都議定書の約束の六割削減というのが守られていない、その理由について、どのように大臣はお考えになるでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 今、まさにこの四月から京都議定書の第一約束期間に入ったわけでありまして、もう既に、例えば目達計画の改定等も含めて、より深掘りをし、二〇一〇年目途にしっかりと取組を明確にして、この五年間の約束期間の間にマイナス六%を実現すると、こういうようなことで、産業界も自主行動計画をより積極的に取り組んでくださっているわけでありまして、先生おっしゃるように、これが達成できないというわけにはいかない。むしろ、我々は今まさに、積極的にすべての言わば主体が取り組んで、それに向けて最大限の努力をします、こういうようなことなんでしょうかと思っております。

ただ、目達計画の改定に当たりまして、私たちが申し上げたのは、この期間に必ず実現するためには、場合によっては、進捗管理を厳格にして、早期に、例えば半年に一遍あるいは一年に、正確なデータを早く出しつつ、もしそれが達成できないようだったら、より有効な政策的な、あるいは様々な手法を取り入れていくべきだと、こういうようなことを申し上げているわけでありまして、けれども、今始まったばかりでありますので、各主体の最大限の努力、そして我々の最善の努力、こういうことを尽くしたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 その危機意識なんですか、けれども、まだまだ十分ではないんじゃないかと、そのような気がいたします。

日本が公害で苦しんでいたころ、公害問題で苦しんでいたころ、人々のそれに対する怒り、そして国に対する公害対策への要求、そしてまた、それを地方自治体が国に要請するというようなことで、産業界も巻き込んで新たな対策が講じられた。

あのころのことを思い出していただきたいわけでございますけれども、そのときにはまさに経済的な手法が使われたわけでございます。補助金であるとか、それから課徴金、そしてそのほか様々な経済的手法の中で、しかも経済界が当時のGDPで二%を支出すると、公害対策のために支出するということや、私たちが公害を克服し、そしてまた、世界に向けて環境の先進国になったと。少なくとも今まではそういうプロセスであったわけでは。

これからの日本はどうなるかということ、でございますけれども、この法律を見ましても、そしてこれまでの経緯、それから、これから先を考慮してみましても、果たしてどうなのかということでございます。都市構造であるとかエネルギーシステム、交通体系、産業構造などを変えなくちゃならないと、そして財政、税制、その改革を断行しなければならぬと。そうすると、環境省

だけでは、環境庁が省になったわけでございますけれども、環境省になられてかえってやりにくくなったのかなと思ったりもするわけです。

もつとほかの省庁を巻き込みながら強いリーダーシップを環境省に発揮していただきたいんだと思っておりますけれども、そうした体制というのはあるというふうに大臣は認識していらっしゃるか、お伺いいたします。

○国務大臣(鴨下一郎君) 今先生おっしゃったように、公害問題と比べて、じゃ、国民の意識あるいは国の切迫感といいますか、こういうものがあるのかというふうな話については私もおっしゃるとおりのところがあるというふうには思うわけでありまして。

ただ、先ほど大久保議員からのお話の中にもありましたが、CO₂というのは見えませんが、それから、それらにたいして、そして影響が及ぼされるのが五年、十年先のことだということや、国民の皆さんもあるいは国も、そういう趣旨でいうと因果関係について言わば理解しにくいと、こういうようなことが一つの大きな原因になっているんだらうと思っております。今回の温対法の改正の中でもより見える化、こういうようなものが推進して、多くの人たちがあつた意味での切実な問題なんだという御認識をいただく、こういうようなことにおいては私は一歩も二歩も前進したんだらうと思っております。

ただ、じゃ、国がそれについてどこまで取り組んでいるのかというのは、これは国民の世論とそれから国の、政府の意識と車の両輪で前に進まないとけないわけでありまして、できるだけ我々としてもそういうところが急速に進むように努力をしたいと思います。

そういう趣旨でいいますと、今回の温対法改正、これも非常に重要な意味があると思っておりますし、加えて、政府の中にも、環境省だけではできないことたくさんございますので、総理大臣が本部長を務める、そして全閣僚が本部長を務める地球温暖化対策推進本部があるわけでありまして、

こういうようなところに私も積極的に意見を述べ、そして多くの省庁に協力をいただけるような、こういうような努力はしてまいりたいというふうには思いますが、是非、そういう意味で、見える化、あるいは今回の改正に伴って自治体の取組、こういうようなものが一つの大きなうねりになって、そういう方向に進みますよう私も努力をしたいというふうに思います。

○広中和歌子君 今度の法律で特に自治体に期待したいということでございますけれども、二酸化炭素の排出というのは地域のエネルギーの供給形態とか交通体系に大きく依存しているわけですが、自治体はエネルギー行政や交通行政上の権限を持っておりませんよね。こうした権限がない限り、自治体に温暖化対策をやれと言っても、これまでのような普及啓発活動、キャンペーンの域を出ないんじゃないかと。

本気で自治体に温暖化対策をしてもらおうとするならエネルギー行政とか交通行政の権限を都道府県や大きな都市に分権化していくことが必要ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) エネルギー政策は国の根幹の政策だということに思いますから、それをいかに分権をして、地方が担う役割と国全体のエネルギー政策、このバランスも必要なんだらうというふうに思います。ただ、先生おっしゃるように、地球温暖化対策というようなことでいうと、地方の取組にもっとより行政的な手法あるいは判断ができるような様々な権限、こういうのを移譲するということも重要だということに思います。

ただ、これ、エネルギー政策については私が軽々にこうしろあしろと言われないわけにはいきませんが、先ほど申し上げたように、政府全体の中でバランスの取った議論を進めるために、環境省としても言うべきことは言わせたいただきたいと、こういうふうに思います。

○広中和歌子君 今日、大勢、他省庁の方もいら

していただいて、お答えいただくあるいは聞いていただきたいというふうにお願ひしているわけでございますけれども、一つ、このことについてお伺ひしたいと思います。

一九九〇年以降、石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は一・三億トン増加していると言われております。日本全体の増加量は一・五億トンであるので、増加量のほとんどが石炭火力の増大というふうに言えるのではないかと思います。仮に石炭火力の発電量を一九九〇年レベルに下げて代わりの分をLNG火力で発電すると、そうすると日本の総排出量は七%近く減る計算になるわけです。石炭火力の稼働率を下げLNG火力の稼働率を上げるだけで、二酸化炭素は七%も減ると。国民や産業界が一生懸命努力をすることも大切なんですけれども、我慢には限界があると。やはり、きつちり大きく削減するには、そうした大御所というんでしょか、大局的に抑えなければいけないのではないかと思います。

○政府参考人(西山英彦君) まず、エネルギーの担当者から説明をさせていただきます。エネルギー源ごとの供給安定性、環境適合性、経済性などを評価いたしました最良な組合せを図ることが重要でございます。

○政府参考人(南川秀樹君) 環境省の立場から述べさせていただきます。まず、当然ながら、石炭火力につきましても、長期契約を中心としておりますために燃料の調達に硬直的なところがございますし、それからアジアを中心として世界的にLNGの需要増がありますので、大幅に日本でLNGを調達増させることは容易ではございません。それにスポット価格が今調達しておりますのは原油並みに高くなっております。他方、石炭にもいい点、悪い点がございます。二酸化炭素の排出量は大きゅうございますけれども、他の化石燃料に比しますと資源の安定的な確保とか経済性では優れているわけでございます。そういう意味で、電力の安定的な供給という意味では国民生活に非常に重要なものとなっております。

火力発電の全体は、LNG、石炭を含めまして全体として減らすという考え方になっておりまして、平成十八年度から平成二十九年までの間に、今六〇%であるものを約四九%まで一%減らさしたいというふうな考えております。ただ、この減る割合は、まず石炭を申ししますと、石炭の場合が今約二五%から今度二%まで減らす、それからLNGにつきましても二六%のものを二二%まで減らすというふうに考えております。そういう見通しでございます。

LNGは、先生おっしゃるように、CO₂排出面では大変優れておりますけれども、長期契約を中心としておりますために燃料の調達に硬直的なところがございますし、それからアジアを中心として世界的にLNGの需要増がありますので、大幅に日本でLNGを調達増させることは容易ではございません。それにスポット価格が今調達しておりますのは原油並みに高くなっております。他方、石炭にもいい点、悪い点がございます。二酸化炭素の排出量は大きゅうございますけれども、他の化石燃料に比しますと資源の安定的な確保とか経済性では優れているわけでございます。そういう意味で、電力の安定的な供給という意味では国民生活に非常に重要なものとなっております。

○政府参考人(西山英彦君) 今現在、柏崎刈羽発電所が地震で止まっている分などを合わせまして十九年度は稼働率六〇%ぐらいでございます。一番いいときで八〇%を超えた時期もございました。

○政府参考人(西山英彦君) 三二%は、稼働率を含めまして、十八年度は七割の稼働率で三二%動いているということでございます。○広中和歌子君 それから、石炭について非常にこだわっていらっしゃるといふのか、非常に使いやすい、使い勝手がいい燃料なんだろうと思っております。これについては当然一層良くしていただくことが必要だと思っております。それから、先ほどエネ庁からもございましたけれども、石炭火力のみに頼らずに、できるだけ

CO₂排出の少ないエネルギーへの転換が必要でございます。特に、LNGのみならず、原子力である新エネという面では非力を入れていく必要があると思っております。

この点につきましてエネルギー庁などとよく連携を保っていきたく考えております。○広中和歌子君 原子力でございますけれども、それを認めていくとして、三二%を四二%にどうやって増やしていくのか。今のキャパシティをどういう形で広げていくのか、具体的にお話しただけませんか。

○政府参考人(西山英彦君) 今、日本には原子力発電の計画は、すべてを合わせますと新しく十三基作る予定がございます。供給計画の中に入っておりますものとしても九基ございますので、この九基の原子力発電所の計画を着実に進めるということでございます。

○広中和歌子君 今の原子力の稼働率は何%ですか。稼働率というか、今三二%という数字を出されましたけれど、それは現在占めている実際の数字ですか。○政府参考人(西山英彦君) 今現在、柏崎刈羽発電所が地震で止まっている分などを合わせまして十九年度は稼働率六〇%ぐらいでございます。一番いいときで八〇%を超えた時期もございました。

○広中和歌子君 ということは、算数でいうと三二%掛ける八〇ということですか。そうすると二四%。○政府参考人(西山英彦君) 三二%は、稼働率を含めまして、十八年度は七割の稼働率で三二%動いているということでございます。○広中和歌子君 それから、石炭について非常にこだわっていらっしゃるといふのか、非常に使いやすい、使い勝手がいい燃料なんだろうと思っております。これについては当然一層良くしていただくことが必要だと思っております。それから、先ほどエネ庁からもございましたけれども、石炭火力のみに頼らずに、できるだけ

でもあえてそれを使ってCO₂を削減するということ。国民の心理ですけれども、今ガソリンの値段がすごく上がっていますよね。それが税金で上げれば国民は怒るんですけども、国際的な市場の変動の結果として今まで百円ぐらいであったものが百五十円近くなっているわけですよ。それに対しては余り声が出てこない。大変、事業者としては非常に困っているというよりはもう容易に想像付くわけですが、事情さえ分かれば国民というのは納得してもらえんじやないか。

つまり、石炭のCO₂排出が余りにも多いと、だからより環境に優しいLNGに切り替えるためにこれだけ電力の値段を上げると、そういうようなことで電力会社が運営していただくことができないのかどうかと、そういうことをまずお伺ひします。

○政府参考人(西山英彦君) お答え申し上げます。まず、国際的なエネルギー情勢からいたしまして、仮に日本が今のような状況で、LNGを値段は構わないからどんどん増やしたいと思ってもなかなかその調達というのは困難なところがございます。これまで日本がかなり大口のLNG調達国でございましたけれども、今、LNGが非常にほかの国からも求められるようになっております。そういう点でまず物理的に難しいというところがございます。

それから、値段についての考え方でございますけれども、今は電力については比較的値段が安定しているということで、ほかのエネルギーから電力への転換がむしろ一般の方々も求められているようなところもございまして、電力について上げ幅を比較的小さく抑えているという今の政策も国民に比較的歓迎されているのではないかとお伺ひしております。

○広中和歌子君 今、CO₂が削減できていない、だれが出しているかということなんですけれども、産業界はどちらかというと優等生である

と、良くやっていると、増加していないということですが、増えているのは民生、オフィスビルであるとか業務用のビルとか、それから自動車、そしてまた家庭であるわけです。それは電力使用なんですけれども、その使用に電力会社のCO₂の排出が負荷されると、そういうことで民生の方でCO₂が増えているというふう言われているわけですが、そのところをやはりきつちり手当てをしなければ、産業界だけに言うのではなくて、やはり私たち一般の使用者が痛みを感じるような政策を考えなければこの状況は変わってこないだろうと思う。

例えば、電気を蛍光灯に替えるとかいろいろ工夫は言われているわけですが、まだまだ国民の中に実感が無いと、あるいは業務をやっている人たちにその実感が無いということであるのだったら、もっとそれこそ経済的手法で対策を取るように仕向けていくという、そういう政治的な判断が必要ではないかと。

例えばオフィスの、今もう非常にたくさん建っているガラスの建物、私があるビル会社の社長のところに行きましたら、お話を聞きに行ったら、これはほとんど夏でも冬でも暖房費じゃなくて冷房費なんですと言っているし、たたくれども、ともかく、ガラスであつても何でも、断熱効果を非常に高めるようなビル、家、そういうものをつ造っていく、工夫していく必要があるんじゃないかなと。

そういうことで、国土交通省に伺いますけれども、どのような努力がされているのか、またそれに対して経済的インセンティブ、経済的手法の中でやはりインセンティブを与えることが必要だと思っておりますけれども、その政策についてお伺いいたします。

○政府参考人(小川富由君) お答えをいたします。

御指摘のように、民生の場合、ビルとか建物で使っていくと熱が発生すると、そういった熱をいかに効率的に使うかというふうなことで、例え

ば外断熱とかいろいろな工法提案をされております。そういう断熱性能を上げていく、また機器などの省エネ性能の向上を促進する、推進するということは非常に重要な課題だというふうな考えしております。

促進の施策でございます。一つは省エネルギー法、これ今回改正をいたしまして、例えば大規模な住宅、建築物、二千平米以上でございますけれども、これについて省エネ措置が著しく不十分な場合には命令まで掛けて是正をさせる、あるいは一定の中小規模の住宅、建築物についても省エネ措置の届出を義務付けをするといった形で、言わば規制という形の推進をしております。また、これは自治体の方々が建築の行政の一環という形で入っていたということでございます。地域におけるエネルギーの、省エネルギーということの意識も高めていただくというふうなことになると思います。

また、経済的なインセンティブでございますけれども、平成二十年年度の税制改正におきましては、既存住宅についての省エネ改修、これについて所得税あるいは固定資産税の特例措置を講じました。また、業務用のビルでございますけれども、これは現行の優遇措置でございますが、エネルギー供給構造改革推進投資促進税制というのがありますが、その中で高効率省エネルギービルシステムというものを対象に加えていただいて、また期間の延長も行ったわけでございます。

また、融資の方でございますが、これは民間住宅ローンの証券化支援事業、これは以前住宅金融公庫が直接お金を貸していたものを変えて民間のローンを債券化するという事業をやっておりますが、省エネ住宅に対しましては、適用金利を引き下げるということで、省エネ性能の高い住宅の誘導を図っております。

また、今回の二十年年度の予算におきましては、先進的かつ効率的な省CO₂技術、こういったものを導入しやすくさせるために、先進的な住宅建築プロジェクトに対する支援事業、これは新しい

技術を導入するだけではなくて、例えば新しい工法、あるいはこれまで効果があると言われている工法などを評価したり、それを普及、広報したりというふうなことを念頭に置いております。

このように、法律あるいは税制、予算において総合的な対策を講じまして、住宅あるいは建築物の省エネ性能の向上を図ってまいっているところでございます。

○広中和歌子君 大いに期待しているんです。二百年住宅という話が総理から出たことがございませぬけれども、やはり家というのは、古くなつても価値が保たれるような最初からいいものをつ造るといふ考え方、その中にはやはり省エネ的な要素をたくさん入れますと、住宅としての価値というもののそのものの価値が上がるだけではなくて、その価値を維持していくというふうなことがあるわけでございますから、省エネという意味から是非もうちょっと頑張っていた方がいいと思っております。

それから、再びエネルギー庁にまたお伺いしたいわけですが、そうした住宅について、例えばビルなり一般家庭の太陽光発電ですと、それについての補助というものはもう最近打ち切られたようなんですけれども、どうしてそれをなさつたのか。これは、エネルギー庁じゃなくてどちらの管轄が分かりませぬけれども、その点についてお伺いいたします。

○政府参考人(上田隆之君) エネルギー庁の方から答えさせていただきます。

どうして太陽光補助金をやめたのかという御指摘かと思っております。

太陽光補助金でございますけれども、過去約千三百億円ぐらいのお金を投入してまいりました。始めた当時は太陽光発電というのは、大体一軒一軒当たり七百万円ぐらいしたわけでございませぬけれども、補助制度の充実がありまして、現在一軒三・五キロワットぐらいのシステムを入れることが多いわけでございますが、大体二百二十万円ぐらいに低下しております。普及も相当進

んだということで、その当時の、平成十七年だったと思っておりますけれども、後は市場に任せたらどうなんだろうかとということで補助金をやめたというふうな承っております。

ただ、この点につきましては、私も正直申し上げまして、昨今の様々な議論を聞いておりまして、太陽光発電の普及も促進を図るべきであるという御指摘は全くもつともなものであると思っております。

先般、私もエネルギーの長期供給見直しというのを作成させていただきました。この中で太陽光発電につきましては、現在住宅用は約三十五万戸ぐらいあるわけでございませぬけれども、二〇二〇年には今の十倍ぐらい、約三百五十万戸というオーダーになるわけでございませぬ、それぐらいにしたいと。二〇三〇年には今の四十倍ぐらいのオーダーにしたいというその目標を立てております。

これはもう非常に高い目標値だと思っておりますけれども、それに向けてどのような政策措置を講じたらいのかというふうなことにございましては、現在様々な観点で議論を行っております。新エネルギー部会、私どものあの審議会におきましても御議論をいただいておりますので、今の先生の御指摘も踏まえて、どのようにすべきか真剣に検討してまいりたいと考えております。

○広中和歌子君 たしか、太陽光発電の技術については日本は先進国、最先端を行っております、しかし最近ヨーロッパの国々に抜かれたというふうな聞いていますけれども、大変残念なことだと思っておりますが、何かコメントございましたら。

それから、太陽光発電を始めとして様々な自然エネルギーを使った発電に対して電力会社がどのような買取価格で買取っているか。日本の場合はリミットを設けているようでございませぬけれども、ドイツの例では、リミットを設けずに買取なければならないということ、そしてその買取

価格というものは高くて当たり前と、そして、
だつたらば、一般の発電をする人に払うよりも自
分たちで発電しよう、電力会社そのものが、そ
ういうような動きになっていることをドイツ
の方から聞いたわけですけれども、その点につ
きまして、エネルギー庁からお伺いいたします。
○政府参考人(上田隆之君) ます、太陽光発電の
技術レベルのお話がありました。

技術的には我が国の太陽光発電というのはいま
だに世界のトップレベルにあると思います。瞬間
風速におさまってドイツに抜かれたのではない
かという御指摘は事実でございます。ただ、世界
の生産量を見ますと、我が国は世界全体の生産量
の現在約四割を占めています、主要な会社のうち
主要な日本企業のメーカーというのが生産量の非
常に大きなウエートを占めているわけございま
す。そういう意味で、太陽光発電というのは日本
の物づくりの技術の粋を集めたものでございま
して、引き続きこれを大きく伸ばしていく必要はあ
ると思います。

その伸ばし方の一つとしてよく、委員御指摘の
ような、ドイツにおいては固定価格買取制度を
行っていると、我が国においてもこういった制度
を導入するなり検討してどうかという御指摘を
実はよくいただいておられます。せつ々かなので、
この固定価格買取制度について私どもいろいろ
勉強はしたりしているわけでございますが、率直
に申し上げまして、いい点もあれば非常に問題で
ある点もあるわけございまして、少しその点
を御説明させていただければと思っております。

ドイツの固定価格買取制度というのは、例
えば太陽光発電につきましては、現在のところ、
約キロワットアワー当たり七十五円という非常に
高い値段で、二十年間その価格でずっと買い取る
という制度を維持しております。その結果、委員
御指摘のように、多くの太陽光発電がそこに生ま
れましてドイツにおける導入量が非常に進んだと
いうのは率直に申し上げて事実かと思っております。

他方で、これには様々な種の副作用がある
というのも事実でございます。まず第一に、こ
れは非常に七十五円という高い価格で買い取るわ
けでございます。太陽光の発電コストというの
は、ドイツにおけるコストというのは承知してお
りませぬけれども、我が国の場合、大体キロワット
アワー当たりよく四十五円ぐらいであると言われ
ます。それを七十五円という価格で買い取るわけ
ですから数十円ぐらゐの利益が出るわけで、かつ
それが二十年間ずっと続いているというシステ
ムになっているわけでございます。したがって、
その事業者、発電事業者の方から見ますと非常に
リスクが全くないビジネスになっておりまして、
そこにコストの削減のインセンティブが働かない
という問題がございます。

もう一つは、じゃその電力会社が買い取ったコ
ストというのはだれが負担しているんだらうかと
いうことでございます。これは電力料金に転
嫁された結果、家庭あるいは需要家が負担をして
いるという構造になっているわけでございます。
かつ二十年間固定価格で買い取りますので、
今年買つたら来年も買取り続く、再来年も買取り
続ける。来年になると更に新しいのを買取りす
るということで、実は電力料金が毎年毎年恒常的
に上がっていくということにならざるを得ないと
いう側面を持っております。

こういった様々なある種の問題点というのがあ
ることから、実はこの固定価格買取制度に対し
ましては、国際エネルギー機関、IEAと申して
おります国際機関は、こういった高い固定価格買
取り制度はむしろ見直して、より市場ベースの政
策に移行を検討すべきではないかという勧告を
行っているところでございます。
そういう意味で、日本の場合、RPSといいま
す量を決めて、その量の買取りを義務付けている
わけでございます。ドイツの場合は価格を決め
ているというところで、それぞれ様々なプラスマイ
ナスあるところでございますが、ドイツのものに
関してはそういったような指摘もあるわけござ

います。
いずれにいたしましても、先ほど申し上げまし
たけれども、新エネルギー法そのものは、太陽光も含
めて私ども一生懸命やっておりますと思いまし
て、今様々な検討を行わしていただいております。
ちょっと長く取り、申し訳ありませんでした。
○広中和歌子君 もし不備があるんであれば、ド
イツを参考にしながら日本の制度を変えていけば
いいんじゃないかと思ひます。いずれにしても、
日本の買取り価格というのは非常に低いですま
ね。二十円か何かじゃないですか。それでは進ま
ないということ、本当にもっと上げていくとい
うこと。こうした厳しいというのが懐が痛むよう
な環境政策というのは、やはり国民の理解を得な
ければやりにくいということが、まあ少なくとも
口実になって政策が進まないということがあると
思ふんです。

そういう中で、環境教育というのが非常に大切
だと思ふわけです。少なくとも若い世代から環境
に対して理解を持つような、そうした環境教育を
小学校、中学校、高校と学校教育の中で子供たち
に理解してもらおうと、教え込んでいくという、そ
ういうことが必要だと思ふわけですが、特にまた
日本が二〇二〇年にヨハネスブルグ・サミットで
提案した持続可能な教育の十年、その日本の提案
によつて二〇二〇五年以降世界中で実施されてい
る環境教育、その実態について御答弁いただけ
らと思ひます。それは環境省とそれから文部科学
省、両方でお取り組みだと思ひますので、よろし
くお願いいたします。

○政府参考人(布村幸彦君) お答えいたします。
学校における環境教育につきましては、先生御
指摘のとおり、小中高等学校を通じて児童生
徒の発達の段階に応じて社会科、理科などの各教
科、また総合的な学習の時間で、学校の教育活動
全体を通じて執り行っております。例えば小学校
の理科では、自然環境を大切にす心やより良い
環境をつくらうとする態度の育成につながる活
動、また中学校は、社会科の公民的な分野におき

ましては地球環境・資源エネルギー問題につ
いて、例えば酸性雨や地球温暖化の問題を生徒が自
ら調べたりする課題学習を行うことなど取り組
んでおります。また、総合的な学習の時間の中
では、例えば地球の温暖化問題と自分たちの生活
のかかわりから地球環境を通して身近な環境を見
直していくことができるように、課題に応じて
フィールドワークを行ったり、インターネットや
文献などを活用した調査、実験などのコース別学
習を行うという取組も見られるところございま
す。

今回、この教育内容の基準となります学習指導
要領の改訂を行った際にも環境教育の内容の充実
を行ったところでございまして、中学校の社会科
公民的な分野では、持続可能な社会の形成の観点
から、解決すべき課題の探求という学習を新たに
追加したということもございまして。
こうした取組の推進、また環境省でも環境教育
を推進されておりますので、よく連携しながら環
境教育の充実に努めてまいりたいと考えておりま
す。

○政府参考人(南川秀樹君) 私ども、環境教育極
めて重要だと考えております。
広中委員御指摘のとおり、二〇二〇年のヨハネ
スブルグでの決定を受けまして、私ども、二十一
世紀環境教育プランというものを策定いたしまし
て、その中で文科省などと連携を取りながら充実
を図っているところでございます。
また、学校につきましては、例えばエコ改修と
いうことで、自ら学ぶところ自身がエコになつて
いくという中で、体験もしていただきたいと思つ
ておりますし、また学校以外にも、森林あるいは
公園緑地と、そういったアウトドアといひます
か、フィールドでの体験活動ということも進めて
いるところでございます。
この環境教育につきましては、昨日行われまし
た神戸での環境大臣会合でも話題になりました。
その中で、具体的に、やはり世界的に持続可能な
社会を担う人材育成を図るため、国連ESDの十

年が重要だということとで合意がなされて、そしてこの環境教育の一層の推進のため、関係主体間の協働による取組事例などの各国の優良事例の共有、途上国と先進国間での高等教育機関、国際機関のネットワークによる途上国の人材育成支援が有用だということも合意されたところでございます。

この問題について、更に内外含めて熱心に取り組んでまいりたいと考えております。

○広中和歌子君 終わります。

○委員長(松山政司君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(松山政司君) ただいまから環境委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒井広幸君 いつも質問を取っていただいて、遅くまで、ぎりぎりまで御調整をいただいております。御担当の皆さん、また大臣、副大臣、皆さんにまず御迷惑を掛けていること、おわびを申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。

今日は温対法の改正ですが、その前に、ミャンマーの台風ですね、サイクロン、そして中国での地震、お見舞いを申し上げたいと思います。

ミャンマーからはこれから具体的な日本に対する援助協力ということが出てくるんだろうと思いますが、中国に限ってお聞かせをいただきたいわけですが、中国に比べて、今日いただいている時間の中で少し数多く提案と議論を大臣とさせていただいたために、今までそして昨日調整をさせていただいた中で、私の方での間皆さんから御指導いただ

たところについては私の解釈等を含めて数字を申し上げて、時間を省略させていただきますと、このように思っています。

中国の四川省で発生した大地震に対して日本政府はいち早く対応されました。中国の公使から、一番先にお見舞いの電話が胡錦濤主席にあったのは福田総理からであったというお話を承りました。また、一番先支援をさせていただいているということで感謝の言葉も公使からはございましたけれども、テントが不足だということを非常に言っているわけですね。

それで、外務省の方にテントが不足している中国側から具体的な要請があるわけですが、感謝しつつも具体的な要請があります。五億円に上る援助をしております、二千二百二十八張り、テント、これを用意したんですが、五百万張り、五百万世帯分が必要だと、こういうことなんです。全く足りない。しかも、雨季になるんだそうです。あの地区は。とにかくテントをお願いしたいと、こういうことでございますけれども。

総務省さん、災害国家日本、安心を守るためにいろいろな経験から備蓄をしております。参考のために、テントの備蓄量、これをお話しいただけますか、県と市町村ごとで。簡単にいきましようか。ここなかなか分かる人がいないので、あえて聞きます。

○政府参考人(岡山淳君) 先生お尋ねのありました自治体におけるテントの備蓄状況でございますけれども、平成十九年、昨年四月一日現在の数字でございます。自治体が自ら備蓄しております公的備蓄と、自治体が民間業者などと協定を結ぶことによる備蓄である流通在庫備蓄がございますが、合わせまして都道府県で三千六百一張り、市区町村で三万四千九百五十四張り、合計三万八千五百五十五張りとなっております。

○荒井広幸君 約四万近い、四万張りの備蓄があるんですね。どうですか、一割でも、自治体に御協力をお願いして、地元で安心を守るための備蓄を残して、それ以外は急遽中国の皆さんに支援を

する。それは草の根の交流じゃないですか。地域と地域が結び付く、助け合う、こういう心が通うものだと思いますが、そういう考えは、協力要請をするという考えは総務省にありますか、簡単にいいですか。

○政府参考人(岡山淳君) こうしたテント等の備蓄物資につきましては、それぞれの地域におきまして災害が発生した場合に備えているものでございますけれども、今回の中国四川大地震に際しまして、国内の自治体においては独自の判断において見舞金や物資の支援を行っている例もあると聞いております。

いずれにいたしましても、中国に対する支援の在り方につきましては、政府において現地における物資の不足状況や受入れ体制などを踏まえましてよく検討をする必要がございますけれども、その中で消防庁としまして必要に応じてできることはしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

○荒井広幸君 自治体の自主的な判断ですが、マスコミによらなければ分かりませんよ、今の話でも結んでいきます。そのホットラインがあるかもしれない。しかし、今の消極的な姿勢でいえば、マスコミの報道以外、五百万世帯分のテントが足りないなどということは、地方自治団体どのようにしてそれを把握するんでしょう。独自の判断を地方自治体にしていただくために、そうした連絡網を総務省は緊急に整えることを要望します。

では、外務省、これだけで協力は終わりでしょうか。特にテントについて大至急対応をするという、そのような考えはありませんか。

○政府参考人(石川和秀君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、中国側より特にテントが不足しているということで要望ございまして、五億円相当の無償資金協力及び緊急援助物資の中で特にテントに重点を置いた支援をこれまで行って

きております。今後の支援の在り方ということでございますけれども、テントのほかに、むしろ仮設住宅の需要も高まっているというような情報もございまして、今後中国政府側の要望をよく聞きながら、それからその深刻な被災地の状況、そのニーズに応じてどういった支援ができるかというのを積極的に考えていきたいと、このように思っております。

○荒井広幸君 もう一回確認します。積極的にとというのは、やるということですね。中国側からの要望で追加支援をする、テントを含めてやるということではないですか。

○政府参考人(石川和秀君) 中国側の要望がございしますれば、我が国としてできるだけのことはするということでございます。

○荒井広幸君 予備費というのが三千五百億あるんですが、これは我が国の緊急対応のときに、特に外務省、海外対応ですが、いろんな形で予算の中、やりくりもできますし、緊急支援をさせていただきたいと思っております。

大臣、どうぞ閣内でも今のような実情、是非お伝えください。テントがとにかくないです。仮設住宅、阪神・淡路三十万ですよ。仮設住宅にしたら五百万世帯ですよ。移動する、ダムが決壊するところもありますから。そんなの待てないですよ。その情報は随分ずれた情報ですね。もともと私たちは昨日、議員の先生方と、神取先生もいますが、中国公使などと意見交換をしようとして話をしていることですから、大至急手当てをしてください。雨季に入ります。大変なことになります。

さて、大臣、午前中の話で、大臣のG8サミット、議長総括、私は評価いたします。その中で、苦渋、これはうんと私も分かっています。というのは、こういう表現大臣使いましたね。ゴールまで一合目が二合目ぐらいだと。その決意のほどをここで知るわけですが、私は今回の法改正をする予

定になったのは、いわゆる事業者、国民生活、このところが九〇年基準にして三〇から四〇近く排出量が増えていると、ここに対する懸念であり、同時に超党派で修正をしたということは実効性を伴うように具体的に入れたわけですね、修正案というの。

こういったものを考えますと、私はこういった点が抜けていたんじゃないかなと、この法案にもですね。森林についての新しい補てん手続というのはありますが、どうして日本が休耕地、荒地地にしていくようなところに対して、特に稲です、ね、減反しているわけです、この減反しているところを起せば、CO₂食べるわけですね。しかも、それをバイオマス燃料に切り替えれば、カーボンニュートラルですよ。排出量が増えたところを削減するという努力のほかに、更に削減するということが可能なんです。農業分野、こういったところについてはカウントされていません。森林は吸収源としてカウントされますが、どうですか、農林省さん。積み上げ方式というものを私は支持をいたしますが、この有効性を持つためには、農業分野の次期温室効果ガス削減の枠組みの中で目標達成をするために農業部門という部門をきちんと組み入れていく、そして化石燃料の削減に効果を与えていく、CO₂を削減する。農林省、どういう見解ですか。

○政府参考人(佐々木昭博君) お答えいたします。農林水産省としては、平成十九年の、昨年六月に策定いたしました農林水産省地球温暖化対策総合戦略におきまして、今先生御指摘の森林吸収源対策として千三百万炭素トン、これを確保すること、そして国産バイオ燃料を平成二十三年に単年度で五万キロリットル以上生産すること、ということなどを目標といたしまして、地球温暖化防止策、適応策、そして国際協力等に取り組んでおるところでございます。さらに、本年五月に食料・農業・農村政策推進本部で決定されました二十一世紀新農政二〇〇八に基づきまして、農山漁

村地域におけます低炭素社会の実現に向けた取組や、農林水産分野における省CO₂効果の見える化を推進し、地球温暖化対策を強化していくこととしております。

今後、この総合戦略に基づきまして、農林水産分野におきます地球温暖化対策を総合的に推進して、地球環境保全に積極的貢献する農林水産業の実現を図っていきいたいというふうに考えております。

○荒井広幸君 地球温暖化にも積極的に農業分野が、これが対応するという、そういう取組は聞きました。分かりました。問題はスキームなんですね、大臣。農業分野ってないです、今、どうでしょう、新たな枠組みに農業分野を入れる。

○政府参考人(南川秀樹君) 技術的なことについてお答えさせていただきます。

現在は世界的にもこれは農業部門の一環として扱われております。また、我が国の目達計画におきましても、農業部門につきましては産業部門ということで扱われておるところでございます。

これは二つの理由がございます。バイオマスをエネルギー利用すると、これ大変意味あるわけでございますけれども、これは形状としましては、形、形状、どこで計算するかということですけれども、実際にそのバイオマスエネルギーを利用する部門での削減効果になるわけでございます。例えば運輸部門等になるわけでございます。例の燃料作物を生産した農業部門の排出削減にはなりません。

それから二つ目には、農業部門のエネルギー起源CO₂は約八百九十万トンということでございます。まして、数億トン単位の排出量が計上される他の部門に比べて少ないということからそうなるわけでございます。

ただ、荒井委員から御指摘のとおり、いろいろ次期枠組みについて様々な議論がございます。その中で、実際にニュージージョーランドからは、次期枠組みの中では是非農業部門を独立すべきだと。もう少し言いますと、農業部門も設けた上で、セク

ター別いろいろな積み上げて目標を検討すべきだと、そういった指摘もニュージージョーランドからされておるところでございます。こういった各国の状況もよく見極めながら、日本としても必要な対応を検討していきたいと考えております。

○荒井広幸君 農林省に今のを受けてお尋ねするんですね。

今のは、結局バイオ燃料になったら、運輸部門のこれバイオ燃料になりますから、それで走るということになりますね。そういう部門でカウントするから、一部分、産業部門でやるというんです、そして排出量が少ないから八百九十万トンだということですが、今どういう現状が起きているかといえ、穀物需要の増大でしょう。地球温暖化で穀物が足りなくなっているんでしょ、砂漠化も含めて。しかも、バイオ原料向けますもです。飼料や食料の増大も見込まれるし、国際的にはもう逼迫現状です。こういうときに、環境省もよく考えてくださいよ、こういうときに、百万ヘクタールに及ぶ、今二百六十万ヘクタールあるんですが、百万ヘクタール減反させているんです。これをバイオ燃料用に直まきして、ぶわっと刈ってもいいんです。値段差はほとんど今縮まりますよ、価格が高騰していますから。それで、田畑を起すことによつて地方が生き返ってきます。二次収入になります。いかがでしょう。

こういう観点でやると、農地の保全という意味合いで、ヨーロッパは麦ですね、生産調整している。そうして、アメリカなんか、これ、今トウモロコシがあれですから調整どういうふうにするか分かりませんが、サトウキビも、ブラジルもある。日本は米ですよ。そういったところが小さくてもちりも積もれば山となる、そういう対策を講じなくてどうして大臣、私は、先ほどの三合目、四合目に行けるんだらうというふうに思うんですね。意識改革が農家にも、農業にも新しい環境と

いうのを入れたイノベーションが起きるんですよ。是非これは検討するようにお願いしたいとい

うふうに思いますが、こういったことをやることによつて、農林省の皆さん、減反政策を変えることができるということですよ。

これについてどう思うか、見解だけ聞かしてくださ。燃料にもなる、新しい収入にもなる、地球環境対策になる、こんな農家として誇らしいことないでしょう、収入にもなる。短くお願います、簡単に。なるだけでいいですからね。

○政府参考人(佐々木昭博君) 農地の生産力を保持しながら活用することは非常に大切だと考えております。ただ、食料や飼料との競合の問題もございまして、このこと競合しない範囲において進めることが必要だと考えております。

○荒井広幸君 さらに、農協単位で、農家が生産して、それによつてCO₂を吸収するということができるわけですね、エネルギーに回した以外に、緑の光合成成分考えたりしてね。その今度は炭素吸収源を農協がまとめて国内CDMなどでこれを買取りをするということも可能かもしれません。こういうことを私は積極的に進めてもらいたい。では、今回、森林もありですが、林野庁にお尋ねします。

一千三百万炭素を、これを森林吸収源として考えるわけですね。日本の国の七割が森林であります。適正な森林経営が行われなければ、吸収源、効果持ちませんからカウントされない。それで追加しているわけですね、追加をしている、二十万ヘクタールの整備を含めて新たに追加している。そこに、間伐含めて木材出てきます。それらをチップで原料、チップにしていく、木質ペレットですね。こうすることによつて地球温暖化を守っていく。吸収源として解決しなくちゃいけないこととで予算が追加した、これだけだつて大変なこと。追加したことによつて更に面積は広がって木質チップができてくる。

海外を買って日本を買わないのは、安定したチップの供給量がないからだという。そして、そういうものを仕組みにするお金がなかったからですよ。地球温暖化対策でお金も出てきた、面積も

丁寧にやろうとしている。二重になりませんか、一石二鳥に。こういうところについてどういうふうに考えているか、もう手短かいですが、お願いします。

○政府参考人(島田泰助君) 間伐材のうち木材として利用されずに林地内に放置されているいわゆる林地残材などを木質ペレットなどのバイオマスとして活用することにつきましては、化石燃料への依存を減らし、地球温暖化の防止に寄与するとともに、地域の活性化、また雇用の場の確保にも役立つものと考えているところでございます。

しかしながら、木質バイオマスのうち林地に残されている残材につきましては、収集運搬コストが高いというようなため、今の段階ではほとんど利用されておられません。いかにこのコストの削減を図るかが課題というふうになっておると考えております。

このため、これまでも路網の整備、高性能林業機械の導入の促進を図るとともに、素材生産現場で発生した枝ですとか小さな丸太などを現場で粉碎して使いやすくする移動式チップパーを作るなど、そういうような技術開発にも取り組んできているところでございます。

さらに、二十年度予算におきましては、新たにこのような開発された技術も活用しながら、民間企業からの提案された低コスト化につながる取組を実践し、間伐を促進しつつ木質バイオマスを安定的に供給するモデルを構築することに取り組むことといたしているところでございます。

今後とも、政府全体として取り組んでいるバイオマス・ニッポン総合戦略などを踏まえまして、関係省庁とも連携を取らせていただきながら、川上から川下まで一体となった取組を進めることによりまして、ペレット等の木質バイオマスの利用を積極的に我々も進めてまいりたいというふうにして考えているところでございます。

○荒井広幸君 地方が山が生き返ってくるわけですが、私のこうやって意気込みと全然違っていて、淡々と問題を指摘し、難しいということを言わ

れるわけですね。恐らく大臣、これがセクター別というものの積み上げの実態なんですよ。ですから、こういうものを我々議員の皆さんと協議することは、そういう一つ一つをやはり解決していく。それにはやっぱり、どこまで進むかという目標があって、お互いがそれに向くために解決努力をするということだと思っておりますので、大臣の苦勞も分かりますが、どうぞ、我々もその苦勞を考えながら、次のような具体的な提案に入りたいというふうなふうに思っています。

それはどういふことかというところ、今度の総括では、大臣、排出量取引や環境税などについては効果的、有効な手段と認識を共有したと、こういうことでお話よろしいですよ。先ほどもお話があったわけですね。

そこで、私は角度を変えます。金融庁さん、今、日本には七つのいわゆる取引所があるわけですね。東証、大証、ジャスダック、こういったものがあるわけですね。こういったところの金融商品取引法改正を進めて今審議中ですか、審議中ですね。その中で、いわゆる排出量取引、この市場を、金融商品取引法の改正を行って東証が排出量取引をできるようにいたしますね。確認です。

○政府参考人(岳野万里夫君) お答え申し上げます。今、荒井委員が御指摘になられたとおりでございます。現在国会で御審議お願いしております金融商品取引法の改正案では、今後、排出量取引に関する検討が深まっていく中で、金融商品取引所が適時に期待される役割を發揮していくことができるように、兼業業務として排出量取引に関する市場を創設することができるようになるという内容でございます。

○荒井広幸君 不思議なことに、排出量取引をどうするかという議論をやっているさなかに取引ができる市場の受皿ができるんです。そして、EUは既にやっている、アメリカは州ごとにEUと連携をしますかと言っている。大きく変わっているわけですね。

外務省さんに調査をお願いしました。大臣、こういう調査なんです。オバマ、クリントン、そして共和党のマケインさん、こういうことをアメリカとしての地球温暖化に対応するかどうかというのを聞きますと、オバマ、クリントン両候補とも公式サイトで、そしてマケインさんも公式サイトで、二〇一〇年までに一九九〇年レベルまで行く。民主党はオバマ、ヒラリー、どっちもそう言っている。そして、マケインは、九〇年レベルなんです。二〇一〇年までに九〇年比二二%削減ということも言っているんです。これ数字まで挙げています。そして、民主党の方が積極的ですが、五〇年までのいわゆる長期ですね、今言ったのは中期ですよ、長期は八〇%削減、マケインさんだけが共和党六〇%削減。どっちにしても大転換になりますよ、これ、どっちが勝つて。

そう言ったとき日本は、今のよう排出権取引、何年、今議論しているんですか。それは、産業界の気分も分かる。しかし、こうして我々今、我々の生活者部門まで変えていこうと言っているわけですよ。そろそろ議論を出さないといけないんじゃないでしょうか。中期目標を立てなきゃいけないと私は思います。

大臣、改めて御見解、中期目標をどのように数字目標を立てるかどうか、お伺いします。

○国務大臣(鴨下一郎君) いつもながら荒井先生には大変勇気付けられるわけでありまして、私も。G8環境大臣会合の議長総括において、今御指摘ありましたように、排出量取引や環境税等については効果的かつ有効な手法と、こういう認識を共有したということでありまして、今、私たちが京都議定書の第一約束期間の中にあるわけですが、マイナス六%を実現しなければいけません。その中で、例えば産業部門、大変、自主行動計画で努力をさせていただいているわけで、目達べての主体が努力をすれば多分実現できるんだらうと思っております。

ただ、その後の、これから、今先生がおっしゃっているような中期目標あるいは長期のゴールに至るまでのプロセスの中で、じゃ自主行動計画だけでいいのか、それから国民運動だけでいいのか、というふうな議論は当然あって、その中で、今先生がおっしゃっているような具体的な経済的な手法をどういふふうに入れていくか、こういうようなことは、私は、少なくともこの第一約束期間の間にも削減の方向がはかばかしくないようでしたら直ちに入れられるぐらいの言わば準備だけはしておきたいと、こういうようなことで今環境省の方にはしりをたたいておいて、どういふふうにするのか、あるいは相対で取引をするときにだれが仲介をするのか、こういうようなことについてもより具体的なイメージを持って、制度について議論をすべき時期が来ていると、こういうふうな認識であります。

○荒井広幸君 大臣が、午前中も、炭素に値段を付けていくんだということなんだと思うんですね。そういう中で、お互いが環境というものと共存していくことがお金になる価値になるんだと、生き方が価値になる、お金になると言ってもいいと思います。ただ単に便益とか物ではなくて、考え方が価値になるんですよ。そのときに、いつも日本はアメリカの基軸通貨というものの中でいますね、もちろん軍勢力というのは大きな理屈になります。今、目の前に、排出量を削減する技術は日本なんです。まだ、いろんな面で下がってはまいりましたが、それを世界に展開して、世界に貢献しながら、日本もそれで少子化時代、高齢化時代を、年金も含めて安定して生きていけるようなふうなふうな蓄えもしなきゃいけない。世界に貢献し、日本の蓄えにもなるんです。

このときに、円の国際化ということを図らなければならぬと私は思っているわけですね。このとき、当面の間ですよ、この炭素市場というのは、みんなが目的達成すれば買取りはないんです

から。そういうのはもう将来はなくなつてほしい、そう願いますが、だからこそ一時的だと思ふんです。この一時的な炭素市場の中で、中国は今一八・八%、そしてインドが四・数%持っているわけです。どんなアジアが排出していく、そういうところの取引で日本の技術や考え、生き方が生きてくるわけですから。円では、炭素は円である、世界市場は円で決済する、こういうアジア、いわゆる、言ってみれば国際排出権取引市場、こういったものを構想するべきではありませんか。財務省、どう思いますか、これについては。

○政府参考人(永長正士君) お答え申し上げます。

円の国際化の重要性、もうそれは委員が御指摘のとおりでございます。日本経済が為替変動の影響を極力受けまいように。さらには、域内、アジア域内の経済の安定にも資するということに我々も認識しております。

御指摘の、排出権の取引自体についての検討段階は、今環境大臣からも御答弁あったとおりでございます。我々もいたしましては、円の国際化が極めて重要な課題であるという観点に常に立ちまわって、各般の努力をしてまいりたいと思つております。

○荒井広幸君 平和に環境で貢献するというのが、軍事力に代わる日本の生き方でしょう、これが、やっぱり大臣、我々は今、環境を語りながらそういったことを我々は語っているんだと思うんですね。円が強くなるということは、産業部門にとってこれほど有利なことないでしょう。

経済産業省、どうですか。排出権取引、輸出も輸入もいろんなことありますよ。しかし、トータルで見たら、これは円がきちんと安定する強い基軸になるということは大変なことでしょう。そういう面からも排出量取引、まだ検討するという感じでしょうか、経産省。

○政府参考人(伊藤元君) 先ほど委員御指摘のとおり、G8の環境大臣会合の議長総括におきましては、排出権取引や税制上のインセンティブだけでは、

ではなくて、パフォーマンスに基づく規制とか料金あるいは税、消費者ラベル等の市場メカニズムの有効性という点が共有されたと認識しております。そうした中で、一つの政策手法として排出権取引制度について検討するため、今年の春から局長の下で研究を鋭意進めているところでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、排出権取引制度は一つの政策手法でございます。そのための大前提としては、国際的にすべての主要排出国が参加し、かつ公平なまでに義務を負っていくという枠組みができればいろいろな弊害も生じるわけでございます。例えば、一方的な枠が形成された場合には、クレジット取得などによりまして資金の一方的な海外流出ということが起こることも懸念されると思っております。加えまして、欧州等におきましても、国際競争とかあるいはカーボンリーケージということについても盛んに議論が行われていることだと承知しております。

こうした中で、まずはいわゆるセクター別アプローチ等のアイデアも活用しながら公平な国際的な総量目標を目指すべくつとめていくと、その下での主要排出国がすべて参加する枠組みづくりが大前提であると思つております。さらには、繰り返しになりますが、国内排出権取引制度につきましても一つの政策手段としての検討は大いに進めていくべきであるというふうに認識をしております。

ちなみに、円の国際化についてでございますけれども、技術が日本発であるということとそれに伴った排出権取引市場がどういった通貨で取引されるかというところにつきましては、やはりかなり金融市場の特殊性とかその中の力学というものが大きく働くのではないかとこのように認識しております。

○荒井広幸君 鋭意努力している、研究している、それをえいやにしなきゃ駄目なんです。鋭意じゃ駄目なんです。

今はすべてどちらかという慎重であります。否定的な考え方なんです。しかし、前向きに考えていたら成功している事例はまたあるではありませんか。例えば、最大の排出国中国に大臣始め安倍さん、そして福田総理とつないで、首相、そして胡錦濤閣下まで入れて、様々な協力関係ということで次期枠組みにこれは協力しましょうとまで言ったわけですね。私も早稲田の講演、胡錦濤閣下の、聞きました。

そういうものを言うと、例えば中国の例で、これはよく経産省聞いてもらいたいんですよ。そのように数字を挙げたり、難しいマイナスイオンを挙げるけれども、中国は十一次五年計画で経済と環境の調和を挙げているわけです。排出国すべてが入るように、主要と言ったならば、中国を私たちは御一緒にやりましょうという巻き込める状況になっているわけでしょう。そういう中で、エネルギーを二〇%五年間で改善すると言っているんです。

そのエネルギー、最大の発電分野、これは、今約六億二千万キロワット、日本の二・五倍ぐらいです。そのうちの石炭火力が問題なんです。八〇%が石炭火力、四・八億キロワット。これがいわゆる酸性雨であったり地球温暖化の原因なんです。から、それを取ってやるところに日本は何ができるか。

J B I C の融資を含めまして、実は百基、既に経産省さんと中国側が協力して三つの石炭火力発電所を試験してみた。そうしたらリノベーションできる。まあいろいろところがあるんだそうですけれども、タービンローターというのを交換するということになると何と年間に十万吨の石炭を節約し、二十万吨のCO₂の発生抑制ができる。これ日本の数字ですよ、共同研究して。

これを、私から言ったら簡単なんです。排出権取引などを使って、CDMですね、CDMを使ったりして、J B I C の金も入れながら、ちまっちゃらない、百基すべてを交える。日本がすべて受注する。じゃこれは市場原理に反するかといえ

ば、原子力発電では日中二国間の協定で協力できるようにしているわけですから、同じように二国間協定をやらばいい。それが戦略的互惠関係ということではありませんか。こういうことをやっていく。

しかも、I G C C という次世代型の石炭火力の技術は欧米と日本が競っています。日本方式の方がはるかにこれは、はるかかといつても本当に-%の争いなんですけれども、これは年間で世界中にしたら大変な排出削減なんです。この技術は日本が今実験段階ですが、I G C C やつていく。

こういったものをつつぱり、があとと国家間で、待たなしたんだと、今、今やるのが一番地球温暖化に対する防止ができるんだと。中国も今やるべきでしょう。こんなウイン・ウインな気がするんです。こういう考え方について経産省はどう考えますか。

○政府参考人(上田隆之君) 日本と中国の間の省エネルギーの協力というのは相当程度現在進みつつあるわけでありまして。御指摘のとおり、石炭火力その他他省の省エネルギーあるいはボイラーの省エネルギー、至るところで中国側は日本側の協力を求めてきております。

私ども、こういった協力に際しまして、例えば日本と中国の産業界のマッチングの場でありまして、日中省エネ・環境フォーラムというのを二度ほど開催いたしました。また、プロジェクトをモデル的に行つて、それを中国全土に広めていくためのモデル事業というものを中国側との間で進めておりました。その場で知的財産等の問題があれば政府ベースで物事の解決に当たっていくという仕組みも構築しております。こういった考え方を、こういった仕組みを使いながら中国における省エネ協力を積極的に進めてまいりたいと思つております。

○荒井広幸君 そうやりながらお互いに回せるわけですね。じゃ逆に、目標を達成できなかったら、財務省さんに聞きます、目標を達成できなかったら最大

一・二兆円、国が京都メカニズムで調達するもの掛かるというふうになっているんですよ。一・二兆円どこから出すんですか、質問いたします、財務省。企業からの増税ですか。

○政府参考人(木下康司君) お答えいたします。

ただいま委員より御指摘ありました一・二兆円というところでございますが、これは昨年十月に財政制度審議会の事務局より示した試算におきまして、前提としては十九年八月の産構審及び中央環境審議会の合同審議会の中間報告におきまして、現行の対策のみでは六割削減目標の達成に一・五%から二・七%分の不足が見込まれるとされてきたことを受けて、その不足を仮にクレジット購入で補完いたしました場合には、既に取得することとされている一・六%と合わせて約二千二百億円から約一・二兆円の負担が生じるという試算を示しまして、これによって国内対策により確実に目標を達成することの必要性を訴えたものでございます。

京都議定書目標達成計画の見直しに関しては、その後様々な追加対策の検討が行われた結果、産構審及び中央環境審議会の最終報告、今年の二月において、これらの追加対策により京都議定書の六割削減目標は達成し得るとされているところでございますので、財政当局としては、政府による追加的なクレジット取得の必要性が生じるのではないよう、まずは関係省庁において国内対策の進捗状況を厳格に点検、評価していくことが必要だと、そういうふうにご考えております。

○荒井広幸君 つまりは、国が目標を結果的に立て、セクター別でも努力してもらおう、そういうことをしても無理なときは税金で調達する以外ないということなんです。それを、中期目標を立てたらなおさら、その目標を達成できないとなれば税金で外から買ってくるしかないということになるわけです。結果は、賛成しようが反対しようがすべての方々、企業にツケが回ってくるんじゃないですか。それとも、地球が破滅して我々は死を待つ、その選択をするんでしょうか。

こういったことを考えると、既に環境省さんと経済産業省さんが言っていることは、解決するために前進して歩み寄るということなんです。歩み寄るという言葉は悪いですが、前進する以外にないんです。

それで、発想を変えましょう。海外から買わないで国から調達する。国内CDMという考え方をこれすればいいんですね。海外からそうして買ってくるならば、税金だとするならば生活者に戻しませんか。事業者に戻しませんか。オフイスを戻しての方に戻しませんか。どういうことでしょうか。テレビ、エアコン、そして冷蔵庫、これが家庭の最大の排出源です。電気を食います。これを排出を止めるということによって削減されるCO₂を買ってやったらいいじゃないですか。キャッシュバックですよ。これを私がずっと言っていること、これが一つです。あと、後ほどお話ししますがESCOですね。こういったことを組み合わせていけばいいんです。財政に頼る、つまり補助金とか控除に頼るという以外のもののインセンティブがあるわけです。やり方があるんですよ。

先ほど経産省は、排出量取引も一つの政策手法である、とんでもない。一つではあるが創造性に富んだ極めて、世界でやっていないものだという意味で言ったら日本全体の株価が上がる、日本価値が上がるような驚くこれは魔法のつえですよ。そこで、提出者にお尋ねします。修正を掛けた提出者に、北川議員に来ていただいておられます。民主党さんは電球ということをすごく強調されておられたと、自公さんは家電に着目された、これも聞いています。日常生活用品等の買換えを省エネのものを買い換えるようにしようというんです。これは例えば事務所とかオフィスとか事業所ですね、それから家庭、そういうもの、そして具体的にはエアコン、冷蔵庫、デジタルテレビ、照明器具、これは含まれるんでしょ。具体的にそこをお願いいたします。

○衆議院議員(北川知克君) ただいま荒井委員御

指摘の、今回の修正においての電球、家電の部分について、また日常生活用品等の中の事務所関連の家電も含まれるのかということであり、日常生活用品等とは、国民が日常生活において利用するような製品やサービスのことでありまして、例えば白熱電球に代替するものとして、蛍光灯だけではなく、今後の技術開発によりもたらされる新たな光源の普及の促進を図るなど、排出量がより少ない製品等が幅広く対象となるような規定ありとさせていただきます。

なお、本修正案におきまして、そのような製品やサービスを普及促進するに当たりまして必要な措置を講ずるよう努めたいというものであり、措置の対象者に関しましては限定をしないところでありまして、したがって御指摘のような事務所等のエアコン、冷蔵庫、デジタルテレビ、照明器具も含まれるものと考えております。

○荒井広幸君 全くこれは有り難いことなんです。

本来は大臣、あの予算委員会での総理の答弁、そしてこの間の大臣の答弁では検討するということがあったわけですね。これを検討してもらってその排出量を国内取引していけばキャッシュバックできるんですよ。エアコンで十一年、二年前のものというのと六千円の約二トン、今四千円という計算で言ったら八千円のキャッシュバック来るんですよ。これをやらないと意味がないですね。しかも、経産省さんも財務省さんも聞いていたんだいんですね、なぜこれだけ環境というのがすべのもののつながって今日大勢来ていたのだいけるか。簡単な話なんです。この前もやりましたけど、地上デジタルで、アナログテレビ放送は二〇一一年の七月で停波なんです。ところが、やっとなんて四二%なんです。普及率が。国策だから切っちゃいますか、アナログ見られないように。ところが、この家電の買換えということをやっていくことは、つまり省エネが進みつつ、地球温暖化を抑えつつ、地デジの普及率を促すことになるんです。

○荒井広幸君 環境というのをいれるというんなところに関連してきます。B社が、後ほど申し上げますエコポイントという、環境省の言葉で言うエコポイント、これ、エコ・ファーストポイントキャンペーンと言うんだそうですが、最先端の五つ星ですね、この五つ星の省エネのデジタルテレビを買うと最大五ポイント購入金額の還元をしますというポイント付きの、今、四月二十五、六日から売っているんだそうです。

そうしたら財務省さん、総務省さん、特に総務省さんに聞きたいです。これ目標を達成できなかったら、財務省に予算要求しますか。地デジが見れるように、何かそういうデジタル受信チューナーというものを買いましょうと言って予算立ててもいいですか。財務省さん、認められますか、これだけ金がないときに、福祉にも金が掛かると言っているときに。一石二鳥じゃないですか。

総務省さん、環境省さんと一緒になって地デジ推進のために家電、特に総務省にとっていはい地デジ対応のためのデジタルテレビ買換えの政策に積極的にかかるつもりありませんか。かわるかわからないかぐらいでやってくください。返答、どっちかいいです。

○政府参考人(河内正孝君) お答えいたします。テレビは国民生活には深く浸透しております。地上デジタル放送を移行した後も視聴者が確実にテレビを視聴することが必要でございます。そのためには、二〇一一年までにすべての視聴者にデジタル放送を受信できる環境、これを整備していただくことが必要であると考えております。

先生御指摘の方策につきましては、今後、関係省庁とともに勉強してまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 環境というのをいれるというんなところに関連してきます。B社が、後ほど申し上げますエコポイントという、環境省の言葉で言うエコポイント、これ、エコ・ファーストポイントキャンペーンと言うんだそうですが、最先端の五つ星ですね、この五つ星の省エネのデジタルテレビを買うと最大五ポイント購入金額の還元をしますというポイント付きの、今、四月二十五、六日から売っているんだそうです。全体のシェア、今までの動向というのを見た、圧倒的にその最先端の省エネテレビを買い求めているというところで、四つ星、五つ星ですね、統一マークというところの。テレビは一六%が最先端の省エネのものに変わっていると。一六%アップだそうです、今までより。一六%アップ。

効いているんですよ。エアコンも冷蔵庫も共に、お客様が環境にいいものを買いたいと言っているんです。しかも、それによってキャッシュバックが来るということになりますから、ポイントが付いてくるということになりますので、それがインセンティブになって、買換えて最も消費、熱効率がいいものに変わっているということなんです。

今日、経産省では電気的安全ということ、家電製品が大変な、死者を含めて火災とかになるもの千三百件の中の六百件が家電が原因だということがあるということで見直しをやるというふうに言いますが、そういうものと合わせながら買換えをさせていけることができるんですね。こういったことのやはり我々は知恵を持つべきじゃないかと思うんです。これがエコポイント制度ということにもなるんです。

エコポイント制度で、びわこ銀行というのがローンで、これはこの間も申し上げましたけれども、先ほど言いましたように、エアコンという大体一年間に、最新のものに十一年前のものを買換えると一万三千八百円、年間、十年間で十三万八千円になるわけです。極端に言えば、それを前借りして、銀行から、そしてそれで買換えることによって払っている電気料金は下がる、その下がった分を払っていくということですから、前倒しなんです。そして、普通の金利は、六%金利があるところを、それを少し安くしてやる。これがエコポイントなんです。

そして、滋賀銀行というのは、百万円なら一万円分C.O.を購入するようにカーボンオフセットに使っているんです。ですから、預け入れる人が自分で出した分をどこかで埋め合わせてもらうというので、預金することによって埋め合わせているというのを滋賀銀行は今年始めたばかりなんです。そして今度、その滋賀銀行というのは環境配慮の企業には優遇金利を付けて去年からやっています。その優遇金利を、企業に出すときの優遇金利を実は今度はそのような預金者からの環境意識によって集めたものでそれを払っていくという、

この金融の中の新たな循環ができるわけです。こういう循環を金融庁も財務省も考えながらこれから物事を進めていかなきゃいけないと思うんです。

私たちが郵政というものをただ単に反対したのではなくて、新しい時代に国民すべての皆様方が郵政にお金を預けた、それはSRIなんです。社会的責任投資をしたんです。そして、国がきちんと環境を含めていいことに使ってくださいよと、そういうCSRをお願したという仕組みなんです。それを一緒に抹殺してしまうということとはいかに乱暴であった。こういうことでエコポイント制度というものが非常に重要なんです。時間がありませんから金融庁に聞きます。

こうした環境配慮による様々な、生活者、お客様、そして事業主、そういうものを組み合わせていくということに金融がポイントなんです。具体的に、このような優遇金利など環境配慮型の商品が開発どんどんされていくことを、これを奨励する、そういう金融の姿勢はありますか。もちろん、それぞれの会社の自由ですと言うのかもありませんが、奨励する、そういう姿勢はございますか。

○政府参考人(三村亨君) 答えいたします。

金融庁としては、御指摘の金融機関を始めとした金融機関が、地球温暖化に向けた各種の取組を行っていただけることは承知しております。金融庁といたしましては、企業の社会的責任を全うするという観点から、各金融機関が経営判断の下、地球温暖化防止に向けた各種取組を行っていくことは重要であるというふうに認識をしております。

金融審議会におきまして、委員より、一般家庭のC.O.削減を後押しするような金融商品を考えてもらいたいといったような御意見もございまして、こうした御意見を金融機関との意見交換会等の場におきまして各金融機関にお伝えをし、各金融機関の地球温暖化対策等の一層の取組を要請しているところでございます。

○荒井広幸君 分かりました。

それでは、こういうふうになると、今増税路線だ、経済成長で上げ潮だ、無駄を省けばもつとお金は予算としては出てくる、いろいろなことがありますが、私はこういう考え方なんです。いわゆる環境循環経済原理、環境循環経済原理というものが新しく存在しそうな気がします。こういうものを日本が試行錯誤、今真つただ中です。大臣、今の議論も大勢の方の議論も、なかなかかみ合わないところあるかもしれないですが、そこを乗り越えるためのお互いのこれは喜びの汗としたいものです。

そういう観点でいくと私は、どうしても目的、環境国債、お金の余力のある人、環境に意識がある人、そういう方々が、増税でもない、税金でもない、自らの余裕があり意識があれば国債を金利が安めでも買う、こういう安上がりの調達で心のもつた投資、これはないんですね。こういったことをやっぱりどうしても考えてもらいたいというふうにも思っていますので、これは理財局ともう四回にわたって何遍もやっていますが、相変わらずこれは無理だというのが返答なので、今日はもう聞きません、時間がありません。もう考え方は変えなきゃいけないですよということも申し上げて、また別途やらさせていただきます。

そうしますと、今日お話をさせていただいただけでも、減反をやめてバイオ燃料に米がなる、それによって、地球温暖化と同時に地元の、地方の方々、農家の二次的な飼料にもなる、循環型経済も回ってくる、そして格差対策にもなりますし、デジタル家電を、これを買換えることによってデジタル家電を、これを買い換えることにより、E.S.C.O.のようなやり方をやれば、またこれによって特別財源を捻出しなくてもやりくりの中から生まれてくる。しかも、政府や総務省が地デジ対策のために別途財政支出が必要とするならば、その支出も要らない、買換えはそういうことにながる。そして中国、隣の国です。最大の排出国です。その最大の排出している電力の石炭を、問

題、悩みを共に取る。それによって日本の産業界も中国の産業界も、そしてC.O.対応も、これがなつていく。

こういうふうには、いわゆるLCAですか、ライフサイクルアセスメントやLCCあるいはB.A.S.、いろんな手法ありますが、もつと広範囲で、相互関連して新たに芽が出て、そういうことになつていくというふうにも考えているんです。

ですから、従来の産業連関表は意味を成さない、ある部分には、これは予測できる、それが使える。経済波及効果というのものもある意味で使えるけれども、それ以上どころに発展していく。そして、そのことに経済活動によって税収が跳ね返ってくる税収弾性値のその扱いというの、こうした環境循環経済原理というふうなものの中で、新たな展開、新たな分析手法を必要としているということも私は最後に強調させていただきたいというふうに思います。

予定していたところ、飛ばしたところもありますが、おわびをしながら、五分間、やつと大臣とゆつくりお話しできるようにになりました。そのために、随分飛ばした話をやりました。

大臣、経済産業省も民生事業部門でどれぐらい最大排出量を削減するために必要かということで経産省出しましたよね、これ、二〇二〇年まで、ちょうど中期目標のものです。家庭で二十六兆七千億掛かるといいますよ、目的達成するためには、買換えしなかった場合、一戸当たり十二年間で五十万円出すという計算です。耐えられずかね。産業界も二十五・六兆円。買換えにしたら置き換えにしたって、技術革新を入れるにしても、やり方というのはいろいろあると思うんです。

大臣、そういうところの議論が実はアフリカ会議、そして大臣が中心になって総理を支えていくんでしょ、経産省の皆さんと一緒に、甘利大臣とともに。サミットで、足下の日本のこの第一約束期間の達成と中期目標というものをセクター別も大切にしながら目標を作つて、中国と今最も関

係が深くいい日本が中国を御一緒に歩んでもらってインドを加え、そしてアメリカも十一月四日の選挙で大転換でしよう、先ほど言いましたように。ここで日本が人類を救うということ、もちろん反対はあると思いますが、大決断をして中期目標を立てるべきと、幅があつてもいいです。

改めて大臣の取り組んでいく道筋と、いつごろまでにどうするかというのと、それは議長国だからそんなこと言わないでまとめていくのがうまいんだというふうな消極的なのか、目標を我が国が言つて皆さんも頑張ってくださいよと引つ張つていくのか、みんなを乗せるために黙つてみんなの話を聞いて、それでは足して二で割つて、まずは長期目標だけでやつて後はまた実務家レベルでやりましようというのか、この辺の腹は決まつていふと思つてますよ。どうですか、中期目標。

○国務大臣(鴨下一郎君) いろいろとお話を承つていて、私もここで言葉が走らないように気を付けながらしゃべらないといけないと思つてます。少なくとも先生がおつしやつていた様々な工夫、特に金融面での構造的なところに環境という考え方を入れていくこと、あるいは排出量取引に円で決済するという話ありましたけれども、私はどなたかの論文の中に、これからの基軸通貨はCO₂だというふうにおつしやつていてる人がいてね、なるほどなというふうに思つたことあつたんですけれども。

そういう趣旨でいうと、ここをバリのCOP13から随分世界は変わつてきていると思つてます。ですから、先生がおつしやつていてる具体的な話というのは、これから一つ一つ政府の中で様々な手続しないと前に進みませんけれども、私はあらゆる意味で土壌は整つてきているというふうには思つてますので、この七月七日までに中期目標をどうするかというふうな話については、これは政府全体での決断でありますから、我々は少なくとも環境大臣会合、この場においてはそれぞれ環境大臣と

しての責は各国果たしたというふうには思つております。これから先は政府挙げて首脳がどういうような形でG8全体で決断をしていくかというように懸念すると思つてます。そして、最終的には、来年のコペンハーゲンですべての国が入ると、こういうようなところまで至つてまあ八合目か九合目まで行けるんだらうと思つておりますので、先生からおつしやられたことを含めて、私も残り少ないこのG8までの期間でありますけれども、できるだけ前に進むように取り組んでまいりたいというふうには思つてます。

○荒井広幸君 私も経済は十分熟知しておりますが、A・C・ピグーという人は、公害がいかに企業にとつて不利益なものであり、政府が代わつてそれらに課税しながら対応していくんだと、そしてそれを市場原理に、価格に乗せざるを得ないようにすれば企業も目が覚めていくんだと、こういうことでピグー税ということ言つてきた。そして、カルドアという経済学者は、同時に、あることで、例えば牛肉の例を出している場合が多いんですが、牛肉を買うことによって大勢の利益を得る人がいるが、生産者は打撃を受ける。しかし、国民全体で得た利益を、それを打撃を受けた人に提供してもなお余りある余分な価値があればそれは補償原理として成り立つていくものであるということ、いわゆるこの二つは戦後の日本の様々な意味での原理原則に政策手法として使つてきた経済分野の活用方法なんです。

これに環境というのを先ほど大臣がまとめていただきましたが、そういったものを我が国の独創において、それを野心的に、かつ、これはやるんだという決意の下でやつたら、必ず中期目標二五から四〇ぐらい、できないことないんですよ。それは企業にとつての確実に利益になりますから。そういう視点を是非大臣にしっかりと意思の中でお持ちいただきたいと思つてますので、共に一緒に闘つていきたいと思つてます。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。G8の環境大臣会合、五月二十四日から二十七日にかけて行われて、鴨下大臣、大変お疲れさまでした。まず最初に、私は土壌汚染対策法の関係について質問をさせていただきたいと思つてます。この関係については私も非常に懸念している、土壌汚染については懸念しております、これは本当にしっかりとやっていかなければいけないというふうな考えをしております、前回もこの委員会でも取り上げておりました、前回もこの委員会でも取り上げておりました、ブ라운フィールド問題は全国で十一万ヘクタールを超える、あるいは土地資産価値は四十三兆円を超える、あるいはそれに伴つて対策を考えた場合の対策費用といふのは約十七兆円になるといふふうに試算をされているということあります。そういった意味では極めて大変な課題を我が国は抱えているという話になるわけでありまして、やはり懇談会のアウトプットのことも非常に大切であります、今申し上げたような問題に対しては、子供環境の汚染も含めて極めて十分に対処しなければ大変な事態になりかねないと、そんなふうなことを考えております。

この現状がある中で、明年抜本的な法改正を行うという判断を環境省はされているというふうな面について認識と、それから懇談会のアウトプットを踏まえてどういう形で対処を、すなわち抜本的な見直しをするかと、そういった面についての御見解を示していただきたいと思つてます。

○政府参考人(白石順一君) 御指摘の懇談会報告におきましては、土壌汚染をめぐる現状、あるいは、今年、法施行後五年を経過したわけでございますが、その過程で浮かび上がつてきた課題、今後の土壌環境政策の在り方についていろいろ検討された結果が盛り込まれたわけでございますが、今委員の方からも御指摘ありましたように、その報告のポイントといふと、合理的かつ適切な土壌汚染対策を進めなければということでございます、具体的には、土壌汚染に関する国民の理

解を促進しつつ、指定区域の分類化や土地利用用途を考慮して対策の必要性の判断基準を設定すること、さらに安全・安心な土壌環境の確保という観点から法律の対象範囲の見直しを含めた検討を行うこと、こういったことを通じて、搬出される汚染土壌の適正処理の確保、あるいはたまたま御指摘のありましたブ라운フィールド問題を緩和する効果ということも目指していかなければならないというふうな指摘でございます。

この懇談会報告を受けまして、去る五月二日付で中央環境審議会に對しまして今後の土壌汚染対策の在り方を諮問させていただいたところでございまして、今後中環審において審議が進められるわけでございます。今後、この審議結果を踏まえて法律の改正を見据えて取り組んでまいりたいと、今このように考えているところでございます。

○加藤修一君 一つの規制を強めるということになると思つてますね、一言で言いますと。規制を強める場合には当然事前評価、その規制によってどのように経費が掛かる等を含めて、あるいは効果はどういうことになるのかと、そういう事前評価、レギュレーション・インパクト・アナリシスというふうな言つていふものでありますけれども、これは法律でそういうふうなやらなければいけないと、そういうふうな義務化しているわけでありまして、これは規制の導入や修正に際し実施を客観的に分析し公表することにより規制制定過程、プロセスにおける客観性と透明性の向上を目指す、そういうふうな官庁の出した報告にはなつていふわけでありまして、今回の土壌汚染対策法の見直しの関係につきましては、当然のことでありまして、こういう規制の事前評価ということについては、環境省がやった例としてはこれは非常にすばらしいと、このRIAの事例としては成功した事例であると、そういうふうな言われるぐらいにこのRIAについてはしっかりと私はやつていただきたいなと、このように考えてお

りますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○政府参考人(白石順一君) 御指摘ありましたように、法律又は政令の制定あるいは改廃によりまして規制を新設、廃止すること等を目的とする政策につきましては、去る昨年十月一日から今御指摘のような事前評価を実施することが義務付けられております。

土壌汚染対策法につきましても、今後、中環審の答申を踏まえ改正を見据えた見直しということになるわけでございますが、立法化をするということになれば、必要に応じました、さきに御指摘ありましたような事前評価ということも行わなければならぬわけでございまして、それについては遺漏なきを期したいと考えております。

○加藤修一君 それで、前回、環境債務の関係について取り上げておりました。それと、これは懇談会でも環境債務についてはしっかりとらまえるような形でアウトプットがあるというふうにご考えておられますけれども、この環境債務のガイドラインをしっかりと作り上げて企業が導入しやすいようにしていくべきだと考えております。これについても対応をよろしくお願いたいと思っております。それから、CO₂が価値化されると、炭素を価値化させるという、値段を付けるという話でありますから、CO₂が出るということはそれは債務を持っているのと同じなわけですね、ある意味では。ですから、将来的には、この温暖化対策推進法の関係については、このCO₂の関係についても環境債務と、そういうとらえ方をすることも私は必要ではないかと、このように考えております。

ともかく環境債務のガイドラインをしっかりと作り上げて、企業が円滑にこういったことについても導入できるようにしていくべきだと考えておりますけれども、この辺についての見解を示していただきたいと思っております。

○政府参考人(西尾哲哉君) 環境債務につきましては先生から御指摘をいただきまして、私もその

れなりに勉強もし、それから関係の検討している委員会の動向も見守ってまいりました。

少し仕分をしてお答え申し上げたいと思うんですが、環境債務のうち、特に土壌対策のような費用でございます。国際会計基準や米国の基準で資産除去債務と言われているものにつきましては、その後、むしろ専門家の間で進展がございまして、企業会計基準委員会というところから本年三月に国際会計基準と同様に除去費用をあらかじめ有形固定資産に計上するという資産除去に関する会計基準が公表されまして、これは平成二十二年の四月から実施しようではないかということ、これに向けて実施に向けてのルールが整備されていくと、こういうことでございます。その中では、こういうものに充てるものはそういう除去に際して法令等におきまして法律上の義務のあるようなものについてきちんと掲げるといふことで、そのルール作りもなされております。

したがって、これが、私もといたしましては、ここについて重ねてガイドラインをつくるというよりは、こういうものがきちんと周知をされて適切に運営されていくように、必要なことがございませうという技術的な面とか周知の面で金融庁にも御協力を進めていくと、こういうことになろうと思っております。その後の、またそれだけで尽くせないような、炭酸ガスでございますとかそういう各種の情報を投資家その他のステークホルダーに対して示していくことの重要性、これにつきましては、いろいろな調査も重ねまして更に勉強していくと、そういうことでございます。

○加藤修一君 法律で義務化するという話になっているということでありまして、まあそれはそれでございませう。ただ、どこかの省が周知徹底が遅れて大変な事態になったケースもございませうので、やはりこれは周知徹底をしっかりと環境省も強力に進めていただきたいなど、そんなふうな思っています。それから、この土壌汚染対策法の見直しの関係

については、やはり先ほど来お話ししておりますように、極めて大事な見直しになってくるだろうと思っておりますので、これは大臣、よろしくお願ひしたいわけでありませうけれども、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鴨下二郎君) 今御議論をいただいております土壌汚染、これの対策法につきましては、施行から五年を経過して、先ほど事務方の方から答弁申し上げましたとおり、法律の対象範囲に加えて、例えば搬出汚染土壌の適正処理の確保など様々な課題が指摘されているわけでありまして、これ五月二日に中央環境審議会に諮問をしたところでございます。

今後、この中央環境審議会における審議結果を踏まえまして法律の改正を見据えて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○加藤修一君 中環審でこれから審議が始まるということでございますけれども、現状の厳しさも踏まえながらしっかりとこれは対応していくべき大きな課題だと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、生物多様性基本法が今日の委員会で採決されるというふうにご覧になっております。これまた非常に大切な基本法でございます。関係の皆さんが大変な努力をして作り上げてきた法案でございますし、さきのG8の環境大臣会合でも報告を、大臣からも報告がございましたし、私の方からも報告をさせていただいたところでございませう。

それで、まず環境省の方に先にお聞きしたいわけでありませうけれども、企業立地をしていく場合に、当然これ生態系に対しても様々な影響を与えざるケースが決して少なくはないと。

私は群馬県に住んでいるわけでありませうけれども、ある企業は、近自然工法といまして、極めて自然に配慮した工場の造成を行っている。C・W・ニコルさんの意見を聞いたたり、あるいは、これ西日本科学技術研究所の福留さんという有名な

方でありませうけれども、計画立案の初期の段階から様々な意見を伺って、いわゆる造成する場合に、全面的に工場用地を造成するというのではなくして、自然の景観とか自然の丘陵とか段差とか、そういったものを全部うまく使いながら工場を造ったというケースでありまして、最終的に、従来のやり方と比べると数億円も浮いたという話なんです。

そういう近自然工法、いわゆる環境を配慮した、例えば調整池のビオトープ化の関係とか、現地で発生した自然石を利用するとか、造成地の形状の曲線化とか、そういう元々備わっている、自然が持っている、それをうまく使った、あるいは伐採した木からは散策路の木道などに使っている等々を含めて、自然環境と共生する森の中の二十一世紀型工場ということで、たしか私の記憶では、環境省からも賞をいただいているという、そういうお褒めの言葉をいただいている会社でございます。

そういう近自然工法を含めて、いわゆる生態系になるべく影響が行かない、あるいは生物多様性の関係についても影響が出ないように、なるべくですね、なるべく影響が出ないようにやっていく方法がこれからは非常に、この基本法が通ったことによりまして出てくるのではなからうかと思っております。

そういう関係から、いわゆる生態系に配慮した企業活動ガイドライン、こういったことについても必要ではないかと。あるいは、これは既にやっているかもしれないが、公共事業の関係についてもこういうガイドラインの策定ということも必要かもしれない。あるいは、さらに、自然工法という関係で、関係のいわゆる技術とかノウハウというのがもともとこれ普及されるように、あるいは新しい工法が開発されるように環境省の視点からも努力をしていくべきではないかと、このように考えておりますけれども、環境省の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(櫻井康好君) 御指摘の、企業や工場の立地に当たっての生態系を配慮する事例、あるいは工事の際に自然の地形に逆らわずに、現地産の石を使うとかあるいは植生を活用するというような近自然工法につきましては、近年、企業による実施事例が徐々に増えつつあるのではないかと、このように認識をしておるところでございます。

一般的に申しまして、企業は商品の生産、取引、消費を通じて地球環境あるいは地域社会に大きな影響を与えておるところでございますけれども、生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する上でも大きな役割を果たすものというふうにご考えておるところでございます。

環境省といたしましては、今後、企業によります生物多様性に関する活動の先進的な事例の紹介ですとか、あるいは企業による取組の指針となります企業活動ガイドラインの策定など、生物多様性の保全を自主的に取り組む企業を後押しするような施策を充実してまいりたいと考えております。また、その近自然工法など、技術的に自然を再生するあるいは自然を生かしたような工法ということにつきまして、関係の事業者団体などとの連携を図りながらその普及に努めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○加藤修一君 よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、別の事例なんですけれども、地元の話をして恐縮なんですけれども、みなかみ町というところがありまして、その北部に広がる約一万ヘクタール、これは国有林なんですけれども、赤谷の森というふうにご語りまして、これは一つの計画が今推進されている最中なんですけれども、「三国山地・赤谷川・生物多様性復元計画」ということなんです。

これについて概要を説明していただきたいのと、復元という意味をどういうふうにご理解しているか、あるいは今後このプロジェクトをどういうふうにご展開されるか、林野庁の方

にお願ひいたします。

○政府参考人(福田隆政君) 委員御指摘の赤谷プロジェクトでございますけれども、国有林野の管理経営に当たり、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指しまして、私どもの関東森林管理局に加えて、地域住民で組織いたします赤谷プロジェクト地域協議会、日本自然保護協会が中核となりまして、さらに関係の多様な主体の連携の下で進めているものでございます。

具体的な取組といたしましては、当該地域の地形や地質、気象に応じた多様な森林生態系の保全、復元を科学的根拠に基づいて進めるといふこととしておりまして、一つには、カラマツ、杉などの人工林の抜き切りなどによりまして広葉樹の侵入を促進することにより、天然林、元の天然林の状態に復元を図ると、あるいは動植物のモニタリング調査でありますとか小中学生を対象とする森林環境教育などを行っているところでございます。

このように赤谷プロジェクトでは、多様な主体との連携、自然資源の適切な利用の推進など、生物多様性基本法に掲げられました政策に率先して取り組んできておるところでございますけれども、今後とも、先ほど申し上げました多様な主体の連携の下で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○加藤修一君 生物多様性基本法の関係は、目的の中で、地球温暖化の防止等の地球環境の保全に寄与するということが目的になっておりまして、地球温暖化対策上、これ復元とか、そういう意味はちよつと違った意味ですよという話でありますけれども、地球温暖化対応としてどういふふうにご考えていくかということが極めて私は、なかなか難しい部分でありますけれども、是非最大限努力していただきたいなと、そのように思います。

それから、地球温暖化の問題に入りたいと思っておりますけれども、一九九〇年に地球温暖化防止行動計画が日本で作られました、もう二十年近くになるというところですよね。一九九七年の十二月にC O

P3があつたわけでありまして、先ほど来P3の議論を聞いておりました、なかなかいろんな省の中で合意形成という点についてはまだまだこれからの段階なのかなというふうな印象ですけれども、印象を受けました。

私は、一九九五年に、小川委員がおりませんが、小川委員と一緒に北海道から当選してきた人間なんですけれども、九五年にまず当選して最初質問したのが地球温暖化問題でありまして、当時はC O P 2の段階でありました。地球温暖化の関係でそういう国際会議が開かれていて、I P C Cを含めて懸命に温暖化に対処していかなければいけないという話になっていて、ただ、三回目の国際会議をどこで開くか。これは非常に議論があつて、なかなか質問しても明確な答弁がないという段階でありましたけれども、翌年の九六年の三月二十八日、商工委員会、通産省の時代でありますけれども、当時の塚原大臣にかなりちよつときつい質問の連続の中で、大臣がもう言っているだろなというふうにご事務方に声を掛けながら、これは、国際間、各国間でいろいろあると思

いますけれども、我が国といたしましては積極的に事の重大性から世界に訴えていかなければいけないというふうなことから、第三回については強い関心を持って、日本で何とかやるように努力をいたしてまいりたいと考えておりますというふうにご答弁がございました。

これは初めて国会でこういう形で答弁したわけでありまして、ただ、その後にはまた、産業界を含めましてこの会議に対する日本の主張は何かということを検討いたしました。単に主催者になつたというだけでは、先ほど大臣が言いましたように重要な会議でございますので等々いろいろと話がございます、いずれにいたしまして、九七年からもう十年以上たつたという段階で、なかなかC O 2が減つてこないということに對してはもう皆さんと同じようにしっかりと我々も頑張つていかなければいけないなと、そんなふうにご考えております。

そこで、今回の修正案の関係で質問をしたいと思ひますが、江田衆議院議員にお願ひしたいと思います。国民の生活様式の改善についての規定がございまして、この点については目標達成計画の見直し、この中にも相当あると。例えばどういふことかといふと、今後総合的に検討が必要とされた重要事項がありますけれども、これはもちろん政府だけが考える話じゃなくて、やはり国民的な議論が必要というふうにご考えられると。提案者の一人として、江田議員はこの辺についてはどのようにお考えですか。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党の江田康幸でございます。

提案者として加藤先生の御質問にお答えさせていただきますが、御指摘のように、これ、昨年の冬から、環境省では中環審、また経産省の産構審、これが合同会合におきまして、コンビニなど二十四時間営業の見直しとか、またサマータイムの導入などについての議論が行われましたけれども、直ちに結論を出すことは困難とされて、改定京都議定書目標達成計画において、一つは深夜化するライフスタイル、ワークスタイルの見直しに関して、国民の抜本的な意識改革に向けて、諸外国の状況も踏まえて総合的に検討する。また、サマータイムについても、論点の具体化を進めて、国民的議論の展開とともに環境意識の醸成と合意形成を図ることとされたことと承知しております。

家庭部門においては、この二〇〇六年度の温室効果ガスの排出量も基準年比で三割も増加しているわけで、こういう中で、やはり先生御指摘のように、また国民生活様式の改善を含む国民運動等が大変重要になってくるわけでございます。恐縮でございますけれども、我が公明党では、将来にわたる世界規模の温暖化防止運動の出発点としていくために、この洞爺湖サミットの開催日の七月七日をクールアース・デーと宣言して、この日を地球温暖化防止のために行動する日という

国民の皆さんによく分かるように提示するという事は、先ほど江田議員が話したことも決して無関係じゃないと思うんですね。国民の皆さんにこういった面についても速やかに、円滑に頭の中に入っていくようにすることは非常に私は大事だと思っておりますので、是非、今日の質疑また答弁のことを踏まえて、今後、積極的な検討をお願いしておきたいと思えます。

次に、時間がなくなつてまいりましたが、大臣にちょっと質問を飛ばしたいと思えますが、大臣にほかの委員からも度重なる似たような質問が出ておりますので、私もあえて質問するというのは申し訳ないんですけれども。

ただ、中期的な削減の関係とか、ピークアウトはいつからですか、あるいは長期的な削減等々含めて、日英で共同して、国環研は七〇〇削減、二〇五〇年には可能であると、そういう試算報告もされていることとすし、外交交渉だから先に言つてしまふとなかなか難しいんだという、そういう見方も確かにあると思うんですね。

せんだつて、本会議では私は、排出量の取引制度の関係で中間報告があったということ、それについて質問をいたしました。認識はどうであるのかと、その成果について。それから、産業界はどういう反応をしているんですかと。あるいはさらには、今後どういうスケジュールを進めていくんですかという話をいたしました。

これは、中期目標とも関係は決してしないとは言ひ難い話でありますので取り上げていくわけでありませうけれども、今後のスケジュールの関係、それから産業界の反応等を含めて、あの際は御答弁がなかつたように私は思っておりますので、そういうことも含めて、もし今発言できるのであるならば是非お願いしたいと思えます。

○国務大臣(鴨下一郎君) 端的にお答え申し上げますが、中期目標につきましては、これ、議長総括の中では、IPCCの科学的知見を考慮して実効的な目標を設定する必要があると、こういうような結論に至つたわけでありませうし、加えて、今

後十年から二十年の間に世界の排出量をピークアウトさせるためには先進国が率先して目標を掲げて対応すると。それとともに、特に排出増加のスピードを抑制することが重要である。この辺りが一番ある意味で重要なところの一つなんだろうというふうにも思っておりますけれども、この前提に立ちますと二〇五〇年に世界全体で排出量を半減し、今後十年から二十年の間にピークアウトすると、こういうようなことにおいては我が国の目標設定、当然必要であるというふうにも考えております。

排出量取引につきましても、今先生おっしゃつたように、検討会で中間取りまとめしました。その中で一から四の考え方を示しまして、これから広く専門家あるいは産業界にそういうような問題意識を投げかけまして、それぞれにお考えが返ってくるように大変期待しているわけでありませう。

そういうような意味においては、この中期目標の数値をいつどのタイミングで出していかうかというようなことは、今先生おっしゃつたように国際交渉そのものでありますけれども、大前提として二〇五〇年五〇、あるいは十年から二十年でピークアウト、こういうような中でおのずとあるべき数値というものはあるんだらうというふうに思っております。我々、より野心的な数字をできるだけ早いタイミングで出せるように最大限努力をしたというふうにも思っております。

加えまして、その経済的な手法を用意するということ、これはその数値を実現していくためのリアリティーを持たせていくというふうな意味において国内外に大変説得力を持つものだろうというふうにも思っておりますので、この中期目標と同時期にそれに至る方法論、こういうふうなものも提案するのが本来的だろうというふうにも思えます。

○加藤修一君 今大臣の答弁で野心的な数字を持たせながらという話がありました。これは、まあ野心的という内容をどう考えるかに当然よるん

ですけれども、ただ一般的にとらえるとこれは非常にすばい表現だと私は思っています。

千葉でG20が開催されたときに、イギリスの前首相のブレアが参りまして二十分ぐらい講演された中に、もう大臣も知つていらっしゃるに違いないですけれども、革命という言葉を使つた。二〇五〇年に半減という、これはもう先進国にとつては革命だ、革命をするぐらいの話だと、ゼロエミッションだという、そういう話です。この間本会議でもやらせていただいた内容になつてしまふわけでありませうけれども、そういう言葉があり、講演があり、意味するところもお互い知つている中で、これはトニー・ブレアも恐らく野心的という言葉は使わなかつたにせよ、ほぼ同じだと思つたんですね。大臣のおっしゃつた今のその言葉というものはもう非常に強烈に私は伝わつてきました。

今ここで時間もうございませぬ。時間が来てしまつたので、別の機会にさせていただきますと思つておりますが、非常に大事な発言があつたととらえて、私も頑張つてまいりたいと思つております。

どうもありがとうございます。

○市田忠義君 日本共産党の市田です。IPCCの最新の知見によりますと、このまま温暖化が進めば突然の回復不能な結果をもたらす可能性があると、そう警告しています。今後の気温上昇を産業革命前に比べて二度以内に抑えるという事は人類にとつて至上課題であります。昨日終つた神戸で開かれていたG8の環境相合でも、ドイツ政府の代表は次のように述べています。先進国が二〇二〇年までに九〇年比で二五から四〇%削減する中期目標で合意しなければ、気温上昇を工業化開始前から二度以内に抑える目標は達成できないと、こう述べたわけですが、私は、こうしたIPCCの報告や他の先進国の決意を重く受け止めるべきだと思つた。

日本が先進国としての責任、サミット議長国の責任を果たすというのなら、なぜ今に至つても具

体的中期削減目標を示さないのか。他の委員の質問に環境大臣は、これは七月七日までに政府が決めることということもおっしゃいましたし、二〇五〇年半減とすればおのずとあるべき数字云々ということもおっしゃつて、具体的な数字についてはいまだに示されていないわけですが、政府が決めることとするならば、環境大臣としてはいまだに中期目標が決まつていないことについてどう認識されているのか、お考えをお聞きしたいと思つた。

○国務大臣(鴨下一郎君) 何人かの委員にもお答えをいたしました。

中期目標につきましても、これは最終的にはCOP15のコペンハーゲンでの最終的な国際交渉でそれぞれの国が仮に合意をするというようなことがあればおのずとそれぞれの国の中期目標というのが定まるんだらうと、こういうふうにも考えております。まさしく国際交渉そのものなんだらうというふうにも思っています。

ただ、そのときに私たちがその数値をいつのタイミングで出すかというようなことについては二つの考えがあつて、高めの目標を掲げつつリードしていくというやり方もありますし、片や、すべての国が参加すると、こういうようなことに重きを置きつつ、先生はおのずと類推ができる数字というのがあるという私が何回か申し上げたのを引用させていただきましたけれども、そういう意味でいうと、我々はこの数値がある程度持ちつつ、最終的にすべての国が参加する枠組みをつくるために貢献していくと、この二つのやり方があるんだらうと思つた。

昨日、ドイツの代表の記者会見での話を伺つていまして、ドイツは前者の方の考え方に沿つて自分たちはこうしますと、こういうようなことでお話しになりました。

じゃ、我々が同じようにそういうようなやり方をするのがいいのか、あるいは後者のようなやり方がいいのかと、こういうようなことについては戦略的あるいは高度に考える必要があるのかな

と、こういうふうになっておいて、その辺りの判断は比較的早くすべきだというふうには思っていますけれども、これは政府全体のことでございますので私だけでは申し上げられないということでもあります。

○市田忠義君 大変ほかした言い方で、率直に言っているという立場には立っておられないということが少なくとも今の答弁で私ははつきりしたと思うんですけれども。

先ほどのG8の環境大臣会議でも、先進国がまず中期目標を決めるべきだと、長期目標だけ議論するのは現実味がないと、二〇二〇年に何が出来るかが大切だと中期目標を重視する意見が相次いだと報道されています。

五月十三日付けの各紙、日本の新聞ですが、政府が洞爺湖サミットに向けて長期削減目標を掲げる方針だという報道が一致にされましたが、同日付けの日経新聞の社説はその報道に触れて、四十年以上先の約束手形を一枚切ったぐらいでサミット議長国として主導権を發揮できるほど気候変動をめぐる交渉は甘くないと、そう批判をして、二〇二〇年までの中期目標を掲げる必要があると、そう述べましたし、今日の日経の社説に至っては、目標なき無手勝流の限界と、昨日終わった環境大臣会合の内容について厳しい指摘をしています。

政府は中期目標について各国の動向を見極めてということをよく言われるんですが、私は、実際にはセクター別アプローチで削減ポテンシャルを積み上げるという手法に固執をしているからいつまでたっても中期目標が示せない、これが本当のところじゃないかというふうに思います。

地球温暖化に関する懇談会で、新日鉄の三村社長はセクター別アプローチが一番いいやり方ではないかと大絶賛しておられます。それもそのはずで、国際鉄鋼協会は昨年度既に、グローバルなセクター別アプローチが最善であると、そういう見解を示しています。私はこれが事実上、政府の方

針になっていると取られてもやむを得ないんじゃないかと。

そこで、私はそのセクター別アプローチを強く主張していただける鉄鋼分野の実態がどうなっているか事実を確認しておきたいと思うんですが、環境省にお聞きします。

温対法に基づく大口排出事業者の排出量算定・報告・公表制度による第一回公表で報告のあった特定事業排出者一万四千二百二十四事業所のうち、鉄鋼業の占める割合は事業所数と排出量でそれぞれどうなっているか、答えてください。

○政府参考人(南川秀樹君) まずは、鉄鋼業である事業所からの報告書件数でございます。四百六十四件で全体の三・三％であります。

また、これら四百六十四事業所からの排出量の合計でございますが、CO₂換算で一億九千六百五十三万トンでありまして、全体の報告量が六億五千万トンでございますので、その三二・五％であります。

○市田忠義君 今答弁されたように、全体の三二・六％、鉄鋼分野からの排出量は我が国全体の排出量の中で大変大きな位置を占めているということが明らかにされました。

この鉄鋼分野について甘利経済産業大臣は、四月十八日の衆議院経済産業委員会、鉄鋼などは今日の時点でも世界一の効率です、そう答弁をして、事実上これ以上の排出量はもう減らせないかのような言い方をされました。鴨下大臣はまさか同じ認識ではないと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 私は、鉄鋼という分野がどういふふうな位置付けになっているかということについては二つの考え方があると思えます。確かに、主要排出セクターであることは間違いありません。

ただ、エネルギーとしてCO₂を出す場合と原料としてCO₂を出す、こういうようなことにおいてはおのずと工夫の仕方というのに限界がある。こういうようなことについては鉄連側が

おっしゃっていることにも一理はあるというふうには思っています。

ただ、全体的にトータルでCO₂を下げていくというふうなことについては、これはすべてのセクターが取り組まないといけないわけでありまして、鉄鋼という分野が例外というわけにはいきません。そういうふうなことで御協力をいただかないといけないと思っておりますけれども、その中で、世界の鉄鋼セクターをどういふふうな位置付けるかと、こういうようなことがこれからの工夫のしどころなのかなと、こういうふうには思っております。

○市田忠義君 CO₂を減らしていく上で鉄鋼も例外ではないということをおっしゃいました。

そこで、次に確認したいんですが、温対法の公表制度による第一回公表に当たって、経済産業大臣が非開示、公表しなきていいと、そう認めた事業所の数と事業者の数、その職種について、経済産業省、述べてください。

○政府参考人(内山俊一君) お答えいたします。経済産業省が平成十八年度の温室効果ガス排出量につきまして、温暖化対策法第二十一条の三第三項に基づき権利利益の保護に係る請求を認める決定を行った事業者は十四社、三十六事業所でございます。業種別には、化学工業が三事業所、鉄鋼業が三十一事業所、金属加工工業が二事業所となっております。

○市田忠義君 今お述べになったように、排出量報告・公表制度の非開示事業所のほとんどが鉄鋼業であります。

気候ネットワークの独自調査データを見ますと、非開示の製鉄事業所がCO₂排出量の二位から八位までを占めている。上位十事業所で日本全体の排出量の二二％程度を占めると推定しています。また、鉄鋼の十事業所は上位二十に入っています。すなわち、非開示の事業所は数でいえば多くはないけれども、排出量からいえばかなりの量に上るといって私は非常に重要なデータだというふう

に思います。削減ポテンシャルを検討すると幾ら言っても、日本全体の排出量で鉄鋼が大きな位置を占めているにもかかわらず、その排出実態さえ明らかにしていないようでは全く説得力がないと。

そこで、お聞きしたいんですが、新日鉄の三村社長は四月五日の懇談会で、世界最高のエネルギー効率にもかかわらず、自主行動計画達成のため約一千億円を負担し、四千四百万トンの排出権購入を予定と、そう説明した資料を配付されて、まるで犠牲者の嘆きのような言い分を述べられたわけですが、私、確認したいのは、じゃ鉄鋼分野の自主行動計画における目標の達成状況はどうなっているか、目標の数字と現在の到達数だけお答えください。

○政府参考人(内山俊一君) お答えをいたします。鉄鋼業の環境保全に関する自主行動計画の二〇一〇年度における目標は、粗鋼生産量一億トンを前提といたしまして、鉄鋼生産工程におけるエネルギー消費量を基準年の一九九〇年度に対し一〇％削減するというものでございます。この目標の二〇〇六年度における達成状況は、粗鋼生産量が一九九〇年度比五・四％増加する中、エネルギー消費量は同五・二％減となっております。このように、鉄鋼業界は、生産量が増加する中、目標達成に向けて最大限の努力を行っているものと承知しております。

経済産業省としては、今後とも産業界の自主行動計画の確実な目標達成を確保するため、産構審・中環審合同会合により厳格な評価、検証を行っていく所存でございます。

○市田忠義君 数字だけお答えくださいと言ったんですが、認識までお述べになりましたが、そういう甘い認識だからなかなか私、削減が進まないと思うんですよ。エネルギー消費量一〇％削減目標のところを五・二％の削減にとどまっているわけですね。自ら決めた目標さえ守られていない

と。

ここにおられない甘利大臣の名前ばかり出して失礼ですが、これは衆議院の経済産業委員会、我が党の議員の質問に対してこういうことをおっしゃっているんですね。CO₂排出量は、たくさん生産するところはあるに決まっているのであって、要は原単位なんです。まるで産業界の代弁者かと思うような答弁であります。鉄鋼分野のエネルギー効率についても、設備投資にお金を掛ければまだ削減余地があるとの報道もあります。私は、この甘利大臣の論理でいけば、エネルギー効率さえ良ければ、どんな生産量を増やしてCO₂排出量を増やし続けても仕方がないということをおっしゃっているのと同じだと思ふんです。これでは私は総量の削減方向に向かわないのとは明らかだ。

こういうふうには、産業界、経済産業省がエネルギー効率セクター別アプローチに固執をして、総量での削減目標をあいまいにしているから、いつまでもたつても中期削減目標が示し得ない、そういう状況に陥っているんだと思います。G8の環境相会議でも、まず国の削減目標を決め、その後で産業別に配分する、セクター別アプローチは中期目標を補完するものとの意見が相次いだと聞いています。当委員会で、三月だったと思いますが、私の質問に対して環境大臣は、セクター別アプローチは国別総量目標全体にとってみると必要条件だが十分条件ではないと、こう答弁されました。

私は、洞爺湖サミット開催を目前に控えて、議長国としてのリーダーシップを発揮することだとか、あるいは慎重に各国の動向をよく見極めてきたとか、そういうのんびりした構えじゃなくて、文字どおりリーダーシップを発揮するというのなら、今こそ削減目標を、中期削減目標を明確にすべきときじゃないか。改めて、環境大臣としての決意をお聞きしたい。政府が決めることだというのは分かっています。環境大臣が積極的な姿勢をお示

しにならなかつたら政府を動かすことできないというふうには私には思いません。いかがでしょう。

○国務大臣(鴨下一郎君) 昨日までのG8環境大臣会合の議長総括の中にも、国別総量目標の設定のために、セクター別のアプローチ、ボトムアップの分析が有効な手段となり得る、こういうようなことと、それから、このボトムアップアプローチによる削減ポテンシャルと、トップダウンアプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じ得るギャップは、環境の十全性を確保するために埋められる必要があると、こういうようなことを申し上げているわけで、それは今先生がおっしゃったこととは私は同義だと思つています。

ですから、環境大臣、特にG8の環境大臣がそろつてこういうようなことを申し上げているわけでありまして、あとはそれぞれ今度は首脳レベルでの御決断がこの洞爺湖の中で、様々な多分御意見を持っている首脳が集まられるわけで、決して簡単なことではないと思つても、是非そういうような方向に向けて、世界の、特にG8の意思がそろつていくことを強く望んで、こういうことをまとめさせていただいたわけであります。

○市田忠義君 産業界の自主的な取組にゆだねてきた結果どうなっているかということを見てみたいと思ふんですけれども、以前私、この委員会で、電力分野の石炭使用の割合と量の多さについて問題を指摘したことがあります、今回は電力以外の産業部門全体における石炭消費量について見てみたいと思ふんです。

お配りしている資料を御覧になっていただきました。二〇〇五年の石炭消費量は、一九九〇年比で見ますと三五・一五%、すなわち六五%減です。日本は同じ期間に約一八%減つているだけと。アメリカでも同期間に約三七%減つていると。日本は主要先進国の中で産業部門の石炭依存が突出している、これはこの表から明らかだと思ふんです。この事実については環境大臣はお認めに

なりますね、これは国会図書館でいただいた資料で作ったものですから。いかがでしょう。

○国務大臣(鴨下一郎君) 私も今初めて拝見をさせていただいたわけでありまして、こういうことが事実だということについては認識をいたしております。

○市田忠義君 もう大臣もお認めになりましたが、この数字が明確に示しているように、日本は主要先進国の中で産業部門の石炭依存が突出している、と言わざるを得ないというのはいまもう明白だと思ふに思ふ。

それで、主要先進国で日本だけが石炭依存から脱却できずに、エネルギー転換で世界の流れに逆行している。結局、私は産業界任せがその大きな要因だと思ふんです。経団連の自主行動計画に依拠した取組が結局環境より企業の利益を優先させて、燃料として安い石炭依存の産業構造を変えないまま、排出削減どころか排出量の増加に歯止めを掛けられないまま基準年度比でプラス六・二%と、そういう状況をつくり出したと思ふんです。この自主行動計画が京都議定書目標達成計画の中核に据えられて、目標の数値は産業界任せと。しかも、この自主行動計画というのはペナルティーもないと、目標達成できなくても何のおとがめもペナルティーもない。

今回の法改正でも自主行動計画が取組の中核に据えられているということには変わりがないわけですが、大臣は今の自主行動計画の取組だけで京都議定書第一約束期間の基準年度比六%削減を達成できるといふふうには考えておられるのかどうか、また次期枠組みでの更なる削減に向かつてこの方式でやっていけるとお考えなのか、端的にお答えください。

○国務大臣(鴨下一郎君) 少なくともこの第一約束期間においては、今京都議定書の目録計画の改定が行われました。その中で、産業界始め各分野においてそれぞれの主体が全力で取り組むと、こういうようなことにおいて達成をするというのはい

ただ、やはりこれは経済の動向、様々な国民の消費活動の動向、こういうようなものによって影響を受けるわけでありまして、この進捗管理を厳格に行つて、場合によって達成に懸念があるような状況のときには、新たな規制的手法あるいは経済的手法、こういうようなものも含めて迅速に対応すべきと、こういうようなことが今の認識であります。

○市田忠義君 経済的手法はやがて必要とときが来るという意味の御答弁だったと思ふますが、我が国の排出量で約八割を占める産業・公共部門で、今のまま産業界の自主行動計画に依拠している、私は国内での実質削減による基準年度比六%削減が非常に難しいと思ふに思ふ。

最初に紹介した日経新聞の社説では、今や根拠が怪しくなってきた乾いたぞうきん論の影響もあつてか、この十一年間、総量削減目標の策定はおろそかになり、排出量取引など市場を介した削減システムの世界的な潮流からも遠ざかつたままだった。今は、経済成長と温暖化防止を両立させる低炭素社会へかじを切り損ねた日本が、サミット議長国として仕切り直すチャンスかもしれない。産業界の構造と企業の体質も現状維持を前提とした自主行動の積み上げなどでは、六割とか八割の削減などできるはずはないのだからと、こういう指摘をしています。

私は、将来必要というんじやなくて、新たな経済的手法の導入は、先の話じゃなくてまさに今決断すべき重要な政治課題だと思ふますが、改めて大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鴨下一郎君) 再三お話し申し上げているんですけれども、私も第一約束期間はこの自主行動計画プラス目録計画の改定、こういうようなことで実現可能だと思ふに思ふ。こういうようなことでも御指摘のように、これから中期目標あるいはゴールである長期のところまでに至るためには、これは自主行動計画だけでは無理だ、こういうようなことでもありますから、その時点で当然のことながら排出量取引を含めた強力

な経済的手法が必要だというふうに思っております。

加えて、その準備においては早い方がいい。そういう趣旨でいえば、第一約束期間中にもしっかりとこの制度設計については議論を成熟させていく必要があると、こういうふうにも考えます。

○市田忠義君 東京都がこの六月の都議会で、大幅なCO₂排出削減を実現するために環境確保条例を改正をして、大規模排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入するということを提案される予定であります。

これに対して東京商工会議所ですが、これを評価する意見をいち早く表明をされました。この東京商工会議所の意見書を見ますと、企業の持つ環境技術を最大限に活用し、成長を図りつつ着実にCO₂削減を果たすという、長期的な視点に立つ戦略と実効力のある制度の構築が求められると。そして、この東京商工会議所が構成会員に実施した意識調査、実態調査を見ますと、東京都の排出削減義務と排出量取引制度の導入に反対する企業、これは私は驚いたんですが、わずか四％。同時に、ここでは国の施策との整合性、積極的な企業への支援策などの要望が出されています。

私は前回の当委員会の質疑でアメリカにおける産業界の動向を示しましたが、実は我が党として三月にヨーロッパに環境問題での調査団を派遣しましたが、その際に懇談をしたイギリスの産業界、これは日本の経団連に当たるところですが、このイギリスの産業界の担当者もこう語っています。気候変動問題の解決には産業界の果たす役割が決定的だと、そう述べて、経済成長と両立すると。むしろビジネスチャンス、新たな産業革命だ、できるまでやればいいのではなくて必ずやり切らなければならないものだ、むしろその方が長期的にはメリットがあると、そう強調していました。日本経団連と大違いだなと思ってこの話を聞きました。

現に、イギリスでは、政府と五十以上の産業界セクターごとに削減協定を結んで、六千の企業が参加して、二〇〇六年までに二十の部門で生産を増大させながらCO₂排出量を減らしたというふうに言われています。ドイツでは、政府と十九の産業界団体との間で協定を締結し、二〇〇二年までに三五削減という目標を打ち出している。

そして、最近、全国知事会エネルギー・環境問題特別委員会地球温暖化対策専門部会という長い名前なのですが、ここからの環境省あての要望書、これは大臣もお読みになったと思います。こういふくだりがあります。自主行動計画の確実な推進のために削減目標の定量化及び協定等による実効性のある担保など、抜本的な方策を講ずること、そう明記しているわけですが、私は、こうした自治体の声や真剣に温暖化対策に取り組もうとしている多くの企業の声にもしっかりとたえるならば、これはずっと以前にも質問したことがあります。国と産業界との公的削減協定締結して、確実に大幅な削減に結び付けていく政策に転換すべきだと思いますが、この産業界と国との公的削減協定について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) この目達計画につきましては、毎年二回、今年でございまして六月の終わりから七月の初めにかけてと十二月と、進捗状況を点検いたします。そして、二〇〇九年度には、点検を踏まえた上で二二年までの具体的な見直しをつくりまして、その中で現行の方式だけでは無理があるということになった場合にはまた現行の方式の全体の計画を見直す、政策の追加ということも考えるんだということでございます。

したがって、そういう中で、私どもとしては全体の目達計画の見直しということでも検討を進めたいと考えております。

○市田忠義君 時間が来たので終わりますが、大変認識が甘いと思うんです。昨年末に世界銀行が公表した温暖化対策を評価した報告書を見ますと、世界のCO₂排出の九五％を占める七十か国を調査したところ、日本は六十二位、先進国では最下位だったと、こういう事態にあるわけが、

私は逆算方式で今やるべきことを明らかにして、もっと緊迫感、切迫感を持って積極的に日本がイニシアチブを発揮して取り組むと、そのことを求めて、時間になりましたので、終わります。

○川田龍平君 大臣会合、御苦労さまでした。既に多くの委員の方からも質問も出ていますけれども、この中期の目標について私自身も是非大臣に伺っておきたいと思っております。一番間近には、市田議員に対して二つのやり方、数値を高めることに重きを置いて低め、戦略的、高度に考える必要があるということもおっしゃいました。決めるのは政府であるということもおっしゃっておりました。この段階において中期目標について数値を示さないのは、大臣自身何か戦略的魂胆があるんではないかと期待したくありますが、大臣のお考えを改めて伺いたしたいと思います。

○国務大臣(鴨下一郎君) 我々は、二〇一二年までに九〇年比でマイナス六％を実現すると。加えて、第二約束期間、どういう形になるか分かりませんが、第二約束期間、中期目標を掲げつつ今から十年かせんけれども、中期目標を掲げつつ今から十年から二十年の間に世界全体でピークアウトをする、そして二〇五〇年には少なくとも世界で半減をする、もちろん先進国はより深掘りをする、こういうような条件の下にもう大体的路線は決まっていますので、そういう方向性の中で日本がどのタイミングで明確なメッセージを出すかと、こういうようなことについては、これはもう最終的ゴールは決まっているわけです。

CO₂15のコペンハーゲンで全体の合意が調えば、おのずと日本の数字は決まるわけですから、そういうふうな受け身でいいのかどうかというのには委員もおっしゃっているとおりで、それは、もう少なくともあと一年半しかありませんから、そういう中でどのタイミングで日本がリードをするのか、あるいは全体の枠組みをつくるために、例えば新興国も、今回は中国もインドも環境に対してコミットをするというようなことは表明しました。大変な進歩だと思います。

そういうような全体の合意形成のためにまず努力をして、そして日本は日本なりに究極の目的を達成するための中期目標というのを設定するかと、こういうようなことについては、今まさにじっくりと考えて最終的な判断をする、こういうような時期にあるんだらうと、こういうふうにも思っておりますので、是非そのことについては御理解をいただきたいと思います。

○川田龍平君 そうしますと、やはり洞爺湖サミットにおきまして数値目標を、中期の数値目標を公表すべきかと考えているのか否かについて伺いたいと思っております。

○国務大臣(鴨下一郎君) G8の環境大臣会合においては、私が取りまとめさせていただいた議長総括においては、そういう趣旨のことについて触れてあります。ですから、中期目標も、IPCCの知見に沿って実効的な目標を設定する必要があります。こういうようなことについて言及をしておりますので、そういうメッセージを強く各国首脳、さらには日本の総理も含めて各国首脳にインプットしていくと、これが私たちの役目だと、こういうことで認識を共有したということでございます。

○川田龍平君 先ほど市田議員からも東京都の例が出ましたけれども、東京都の動きが大変目立っています。排出権取引の動きについて、この東京都の動きについてどのように考えておりますでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 私ども、東京都の動き、大変注目しております。大規模事業所へのガスの総排出削減の義務付けとそして排出量取引ということでございまして、本邦初でございますし、更に言いますと、東京都の場合の特徴はいわゆる発電所も実はほとんどございませぬ。それから、工場も対象が極めて少ないと、大部分がこういう業務関係のビルでございます。

それで、海外の例を見ますと、排出権取引、排出量取引をやっている場合には、いわゆる業務用のビルについては大部分が電気でございますので、発電所に掛けております。したがって、そこ

に掛けないで、業務用のビルで大きなところにその義務付けをして排出量取引を行うというのは、本邦初のみならず世界初でございます。そういう意味で、大変チャレンジングなことを東京都がされようとしております。

私も、その努力には敬意を表しますし、是非その動向を注視したいと考えております。

○川田龍平君 さて、この改正法について、その目達計画を確実にするために排出量の上制限制、それから自主行動計画の法定化、協定化、また炭素税の導入や再生エネルギーの固定価格買取制度などの対策を含んでいませんが、今回の法案が京都議定書マイナスイナス六%の担保となり得るかは甚だ疑問があります。

二十五日に私も、神戸市で開催された市民版もひとつの環境サミットに参加してきましたが、その会合で気候ネットワークの浅岡さんにお会いして、NGOのこのサミットに懸ける決意を感じてきました。気候ネットワークさんの方では、気温上昇を工業化前の二度未満に抑えるために二〇二〇年までに温暖化ガスを九〇年比で三〇%削減する、再生可能エネルギーの一次エネルギー比二〇%にすることを盛り込んだ気候保護法というのを提案されていますが、この法案についてのよう

に考えておられるか、伺います。

○政府参考人(南川秀樹君) 気候ネットワークから四月に発表されましたエネルギー目標の設定とか、それから報告制度の見直しとか、様々な広範な形で御指摘をいただいております。私も、この問題について、この提案については真摯に勉強をさせていただいております。

○川田龍平君 本会議におきまして加藤先生もキャスティング、いらつしやいませんですけど、キャスティングの話であったり、それからイギリスの方の法案では五年ごと、またアメリカの方の法案でも一年ごとにそうした排出制限をするというような話も出てきています。こうした、この今の改正法では書かれていない内容についても是非検討していただきたいと思っております。

そして、先ほど中議員からも話が出ましたけれども、この排出量の九〇年度比の増加分が石炭火力の増加分とほぼ一致しているということをご考へるか、また石炭による、税による規制の強化というような考へを持つべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、九〇年以降の伸びの大部分が、原子力の不調などもございます。結局石炭で代替されているというのが数字としてはございます。

これにつきましては両面から対策が必要と思っております。一つは、やはりできるだけ、もちろん石炭火力について導入する場合には世界最高の熱効率を上げて単位当たりのCO₂を減らしていただく、これを更に、現在でもそうでございますけれども、更なる、一層なる努力が必要だと思っております。また、それとともに、原子力あるいは新エネルギーのいわゆるCO₂の出ない代替エネルギーということへの転換ということも積極的に進めていただきたいと思います。

それからもう一つは、やはり需要があるから供給もあるわけでございまして、需要面で、これは業務、家庭、さらに産業も一部ございまして、これも、電力の需要をむやみに伸ばさないと、いかに省エネをするかが大事だと思っております。

私も、電力の方と頻繁にお会いして話をしますけれども、決まったように言われましますのは、電力というのは供給義務があると、電力としても石炭を使うのは嫌だからこの時間からは供給できませんということではございませんことを言われまします。決まったように言われましますのうまい方にも、ある意味でなかなか否定し難い理屈でございます。やはり需要のサイドでもどれだけ電気を使わなくて済むかということも非常に大事だと、両面での対策が必要と思っております。

○川田龍平君 石炭だけではなく、二酸化炭素を排出する発電ではなくはかの新エネルギーの開発

の方にもっと割くべきではないかと思っております。今現在は事実上、特別会計でほとんどが新エネルギーに経産省、環境省の共管で使われているというふうにご認識しております。この予算ですが、衆議院の環境委員会が参考人として発言された飯田哲也さんも、石炭税について天然ガスと同コストになる程度まで課税をするべきではないかという旨も発言しておられますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 課税の問題、これに限らず税金をどうするか、非常に大きな問題だと思っております。需要を減らすにしても、またエネルギー源を替えるにしても、税制をどうするか非常に大きな影響を持つてまいるところでございます。

私も、まだそこまで実は検討が進んでおりません。現状では、目達計画を見直しまして、その達成状況を今年度は二回確認するというところで、来年に更なるその見直しと新たな対策を検討してまいります。税の問題についても、そういう中で何が必要かよく検討していきたいと思っております。

○川田龍平君 この問題についても既に多くの委員の方から指摘がされているんですが、二〇〇六年度の排出量のうち、三十六の事業所が一部が排出量を非開示、三十三の事業所が事業所合計まで非開示、さらに三事業所は事業者合計まで非開示という、法制度の趣旨を逸脱しかねない対応をされております。

先ほどの答弁で、自治体の公表を知らなかった、これからはそうしたことも踏まえて厳格に対応したいと経産省の方が答弁をされておりましたけれども、自治体と関係なく公表すべきではないかと考えますが、その意味で、内閣総理大臣以下各省庁所管の大臣連名による温暖化対策推進法の二十一条の三における権利保護が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について、二〇〇七年四月二十日に環境省の報道発表資料にて、請求を認める決定に係る規定の濫用がないよう厳正かつ公平な判断を行うものとするあり、さらに、報

告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手可能な状態にある場合には、又は通常一般に入手可能な情報から当該報告に係る温室効果ガス算定排出の情報を容易に推測可能な場合には、公にされることにより権利利益が害されるおそれがないものと判断されることとしております。

これと現行法の二十一条の三の規定との関係をどう理解するかがありますが、このマスコミ発表の流れでいけば、どう考えても排出量の非開示はあり得ません。この基準が作られた経緯について伺いたいと思っております。

○政府参考人(南川秀樹君) この基準につきましては、十九年の四月に内閣総理大臣以下関係大臣すべてで連名で作成いたしました。私もとしましては、その権利利益が害されるおそれの有無の基準につきましてはかなり厳しい基準だということでご考へておるところでございます。

いづれにしても、これ、制度としては私も十分かりしていると思っております。やはり我々政府の中で関係各省、環境省も含めてでございますけれども、その厳格な運用が行われるということが必要でございます。そういう考え方を忘れないで審査をしていくことかと思っております。

○川田龍平君 この趣旨からすれば、自治体の開示があつてもなくても国は公表すべきではないかと考えます。

そこで一つの事例ですが、中央環境審議会と産業構造審議会は二〇〇七年の二月から六回にわたつて合同で審議会を開催し、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、化管法の評価や課題の抽出の中での中間的取りまとめが公表されております。その報告書の中で、今後、個別事業者ごとのPRTTRデータの提供方法を現在の開示請求方式から国による一律公表方式に改めた場合には、個別管理の実施状況を国民はより容易に知り得ることになり、個別事業者の自主管理へのインセンティブは更に高まることが期待されるとあります。

経済産業省も環境省も両方かかわっています。この中間報告は否定されていないと思います。CO₂の算定・公表・報告制度とどう違うのか、お答えください。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、CO₂の関係でございますけれども、私どもできるだけ一般の方が手に入るように思っております。そういう意味で、利用しやすいように事業所単位での集計などを一覽性の高い形で公表しております。また個別事業所のデータにつきましても、環境省に開示請求がございましたらデータを入力したCD-ROMをその場で即日手交するといったことで利便の向上に努めております。したがって、現行の各種の制度の並びの中では最先端の形で公表、開示などを行っているというふうに考えております。

なお、P R T R法につきまして様々現在検討が行われていると承知をしておりますけれども、まだ途中だということでございますので、それについてはもう少し様子を見た上で考えたいと考えております。

○川田龍平君 経産省さんにもお願いします。

○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。それぞれの法律に基づいた形での制度の運用設計についてはそれぞれ議論があるかと存じますが、少なくとも温対法上の温室効果ガスの算定・公表制度に基づいて事業所ごとの排出量を開示することは、事業者が自主的に排出削減の取組を推進する上で大変重要であるという認識を持っております。しかしながら、事業所ごとの排出量を開示することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合には例外的にその情報を不開示とするということが適切であると考えております。

ただ、いずれにいたしましても、今後とも、温室効果ガス算定・公表・報告制度の不開示認定につきましては、引き続き厳格に運用していきたいというふうに考えております。

○川田龍平君 この不開示問題について都道府県

に聞いてみましたところ、例えば岡山県の見解は、J F Eに関しては排出量が多いこと、非公開であることの問題意識はある。企業の事情によって経済産業省が法ののりとして非公開を認めている事情も承知している。違法状態ではない。しかし、県としては今年度中に排出量公開の制度化に向けて個別の企業と折衝中であり、とりわけ大規模排出事業者J F Eとの協議は丁寧にしていく。量的な公開は企業にとってマイナスイメージではなく、年々の企業努力が社会的に認められる一助になるという認識で協議中であるということですが、これが普通の感覚であると思うんですけども、この都道府県の反応をどう受け止めますでしょうか。

○政府参考人(内山俊一君) お答えいたします。温暖化対策法では、温室効果ガス排出削減に向けた国の責務を規定するとともに、地方自治体に対しても地域レベルでの排出削減施策の推進とともに、地域住民に対する排出削減施策の情報提供を自治体の責務として規定しているところでございます。

他方、報告した情報が公開されることにより当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると判断するときは権利利益の保護に係る請求ができることとなっております。

今後、経済産業省としても、環境省とも連携しつつ、温暖化対策法で定める権利利益保護に係る規定の適切な運用に努めてまいります。

○川田龍平君 地方自治体の削減の実行計画を立てることがこの改正法で義務付けられておりますが、その削減計画は事業者単位で行われるのに、自治体の中で占める排出量が極めて大きい事業所の総量を知らずにどうやって計画を立てるのかということになります。これについてもお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、今回の不開示の場合でございますが、特定の事業者からのあるガスについてのデータについて不開示の場合はご

ざいます。ただ、全体として、工場、事業者全体としての温室効果ガスの排出量については公表している、開示請求に応じているというふうなことを承知しております。

したがって、各地域が、例えば都道府県なり指定都市が、今度新しい法律が変わりますれば、それに応じて実行計画を作る。その中で、その区域の事業者、住民の排出抑制に関して行う活動の促進について様々な連携をしていくというふうなところについて大きな支障は出ないというふうなことをお聞きしております。

また、さらに、対策を今後取っていく場合には、企業がその協議会をつくって地方公共団体と連携していく場もあるわけでございます。また、どうしても国の協力が必要と、もちろん協力しますけれども、国に具体的な協力を要請するということも可能な仕組みになっております。そういう意味で、現行の制度で大きな支障が出ることはないと考えております。

○川田龍平君 大臣に今の件でちょっと。ちょっと途中をしましてしまふんですが、この公表制度、やはり一律に公表すべきではないかと考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(鴨下 一郎君) 先ほどもお話について申し上げましたけれども、最終的には、自治体の中には国よりもより熱心なところもあるわけでありまして、その自治体の取組を尊重するということが第一。加えて、権利利益を侵害するかどうかと、こういうようなことについては、もし判断をすれば、より透明性を高めて、そしてその判断のプロセスがしっかりと国民の皆さんに開示できるように、こういうようなことを心掛けるべきだと、こういうふうな考えております。

○川田龍平君 テーマを変え、ちょっと違うんですが、先日オーストラリアのNGO団体が発題者にして、日本のNGO団体と共催でタスマニア原生林の伐採とグリーン購入法・紙類基準改定問題と題する院内集會が開催されました。民主党の福

山議員がリードする形で、私自身も関与させてもらいながら、短時間でありましたが、タスマニア現地の森林伐採が世界遺産に隣接する貴重な原生林を含む天然林の毎年一万五千ヘクタールという大規模伐採で生物多様性を破壊しているにもかかわらず、オーストラリアの林業基準、すなわちA F Sの下、これは括弧付きの合法法としてまかり通っている現実を知らされました。

そして、その原生林の最大の輸出先が日本の製紙メーカーです。我が国の製紙原料の六割はリサイクルによる古紙で、残り四割は新しいパルプですが、四分の三が輸入に依存しております。そのうちの七五%が輸入チップで、その三分の一がオーストラリア産で、この六八%が天然木材です。この天然木材の半分はオーストラリアのタスマニア産で占められています。つまり、日本で紙の原料となる木材チップのうち、天然由来のものがほとんどがオーストラリア、その半分がタスマニアから来ています。

また、ある研究では、タスマニアの成熟林においては、炭素吸収量がI P C Cの想定の数倍との指摘もありますが、このタスマニアの天然林伐採に対して、現地では反対の声と賛成の声と世論を二分した中で住民同士の不幸な対立を招いているとのことでした。しかも、日本の紙の生産、消費量は世界第三位。一人当たりの紙消費量は二百四十七キログラムに当たり、世界第六位の規模です。四大家族だと約一トンの、直径十四センチ、高さ八メートルの立ち木二十本分に当たります。

これは環境大臣にお伺いしたいんですが、温暖化防止と生物多様性とは密接不可分であり、昨日のG 8環境大臣会合の議長総括でも、生物多様性は最優先の政治課題であるとし、違法伐採に取り組むこともうたっていますが、大臣はこのタスマニアの原生林伐採についてはどのような認識を持たれておられますでしょうか。

○国務大臣(鴨下 一郎君) 今お話しになったように、NGOの中に生物多様性保護の観点からタスマニアにおける森林管理について問題視している

と、こういうようなNGOがいらつしやるという
ようなことは承知しております。

また、タスマニア州政府及びオーストラリア政
府の方からは、このタスマニアの森林は州政府の
法律にのっとって適正に管理をしていると、こう
いうような旨のことも伺っております。それぞ
れの見解異なるわけでありませうけれども、私た
ちとしても注意深く見守りつつ、先生おっしゃるよ
うに、本来の目的である生物多様性の保護が損な
われぬように見守つてまいりたいと、こういう
ふうに思います。

○川田龍平君 日本の森林問題を統括する林野庁
は、このタスマニア問題についてはどのような認
識を持たれているのか、また、日本の製紙原料の
四分の三が輸入原料で極めて木材自給率が低く、
タスマニアの自然破壊による輸入チップで日本の
紙生産が行われている現状についてはどのような
認識を持つておられるのか、お答えいただきたい
と思います。

○政府参考人(島田泰助君) 御指摘のタスマニア
の原生林の伐採につきましては、現地の環境NG
Oが、伐採自体については合法であるということ
は認めつつも、原生林が大規模に伐採されてい
る、また伐採された後そこへ火入れが行われてい
るとか、その後単一の樹種の植林が行われている
というような指摘がなされていることは我々も承
知しているところでございます。

しかしながら、一方、オーストラリアの連邦政
府、またタスマニアの州政府は、現地の森林施業
については森林の保護と利用のバランスを取るこ
とを目的とした法規制に基づけば適正に行われて
いるという主張をなされているところでございま
す。そうした両方の意見が対立しているというよ
うな状況であるという事実については私どもも認
識をしているところでございます。

また、先生御指摘いただきました海外から多量
の部分の輸入に頼っているその現状どうかという
御指摘でございますが、我が国の木材需要量に占
める国産材供給量の割合、いわゆる木材の自給率

につきましては、平成十四年が一八・二%とい
うことで最低を記録をしたわけでございますけれ
ども、その後、国際的な木材需要の動向、それから
外材価格が上昇するというような、そういうよう
な中で、国内における間伐材の合板、集成材への
利用が増加しているとか、そういうようなことも
含めまして、平成十八年におきましては自給率二
〇・三%ということで回復の兆しが見えていろ
うでございます。

御指摘のバルブの部分の自給率につきまして
は、国内における需要の約一八%が輸入でござい
ます。また、国産のバルブにつきましても、紙パ
ルプの原料となる木材チップにつきましても、その
約七割が輸入であるというのは御指摘のとおりで
ございます。

こうしたことについては、国産原料を大ロット
で安定的に供給できる体制が輸入品と比べて十分
でないというようなことがやはりその大きな原因
の一つにあるんだというふうにして我々も考えて
おります。今後、我が国の森林資源、成熟してい
くわけでございますので、利用可能な資源が充実
してくることから、国産材の供給力更に増加する
ということが期待されているところでございま
す。

こうしたことの中で、森林施業を集約化して低
コスト化による大きなロットでの原木供給の取組
を進めること、また、製材、合板用に向けられる
原木と併せてチップ用の原木の安定供給を図るこ
となどに取り組みたいというふうにして思ってい
ます。

林野庁としては、こうした取組を通じまして、
国産材の利用拡大に更に取り組んでまいりたいと
いうふうにして考えているところでございます。

○川田龍平君 この自給率の低い日本に、タスマ
ニアからの輸出が日本の製紙業界を支え、それが
AFSで括弧付き合法性を与えられています。こ
の認証制度の現状と、認証制度の格付があ
るとするとAFSはどのような水準として評価し
ているのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(島田泰助君) 森林認証制度につき
ましては、森林経営の持続性、環境保全への配慮
などについて独立した民間の第三者機関が独自の
基準に基づきまして評価、そして審査を行い認定
する制度でございます。我が国を含め各国で使用
されているものとしてはFSCと呼ばれる認証制
度などがございまして。

こうした森林認証制度については、国際的にも
民間の第三者機関が独自の基準に基づき審査、認
定を行うという、あくまでも自主的な活動でござ
いまして、一般的な需要者がその意義を評価する
ものであるというふうにして考えてございませ
う。政府による格付というか、そういうような部
分の行為にはなじまないものというふうにして考
えているところでございます。

○川田龍平君 果たしてこのAFS認証制度が、
グリーン購入法との絡みでもこの認証制度とい
うのが利用されて、古紙が今一〇〇%リサイクルで
はなくなくなってきたという現状で、この認証制度とい
うのがグリーン購入法との絡みでもあるわけです
が、本当にこの生物多様性の保護につながるよう
な認証制度であるのかどうかということが院内集
会で厳しく批判を受けていました。

つまり、世界の認証制度は大きく二つの傾向が
あって、生物多様性の価値に基づいて判断してい
く、FSCのような、代表される流れがあつて、
さらにはこういった森林を伐採してでも認証して
しまうような制度もあるという中におきまして、
やはり環境省が是非、オーストラリアの原生林の
自然破壊を止めるために環境省としてグリーン購
入法などの制度も使って守っていただけるように
努力していただきたいと思います。

特に、日本の洞爺湖サミットで議長国というよ
うな名譽ある地位を今後しっかりと務めていただ
くためにも、こうした世界の生物多様性の問題に
ついてもしっかりと配慮していただきたながら、環
境省としてこの問題に是非特別こういうチームを
つくつて当たっていただけないかと。特にタスマ
ニアの原生林を守るための特別チームみたいなも

のを環境省に設置して、環境省としての対応を検
討していただけないかどうか、大臣に一言いた
きたいと思つております。

○国務大臣(鴨下一郎君) グリーン購入法につ
きましては、先日来、製紙メーカーとの間でいろ
いろな問題があつて、今まさにそれを受けてどう
いうふうな改善するかと、こういうようなことを検
討している最中でございます。また、加えまし
て、生物多様性については、もうまさに今ドイツ
のボンでCOP9が行われているわけで、私もお
許しただければ後半に出席をさせてもらおうと
思つております。

そういう観点からも、世界の生物多様性に日本
が寄与できるように、そして日本政府としても貢
献できるように、こういうようなことで最大限
我々としても努力をさせていただきます。

○川田龍平君 ありがとうございます。

○委員長(松山政司君) 本日の質疑はこの程度に
とどめます。

○委員長(松山政司君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、加藤修一君が委員を辞任され、その補欠
として松あきら君が選任されました。

○委員長(松山政司君) 次に、生物多様性基本法
案を議題といたします。

提出者衆議院環境委員長小島敏男君から趣旨説
明を聴取いたします。小島敏男君。

○衆議院議員(小島敏男君) 衆議院環境委員会の
委員長の小島敏男でございます。

ただいま議題となりました法律案につきまし
て、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げま
す。

生物の多様性は、人間の開発行為等により、生
物種の絶滅や生態系の破壊、外来種等による生態
系の攪乱等、深刻な危機に直面しております。ま
た、地球温暖化等の気候変動は、多くの生物種の
絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあること

から、地球温暖化の防止に取り組んでいくことも大きな課題となっております。

このような状況の下、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、その恵みを将来にわたり受けることができる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出す必要があります。そこで、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、この基本原則に沿って、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体について、各々の責務を明らかにしております。

第二に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならぬものとしております。また、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策等に関する報告を提出しなければならぬものとしております。

第三に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物多様性国家戦略を環境基本計画を基本として定めなければならないものとしております。

また、都道府県及び市町村は、この生物多様性国家戦略を基本として、単独若しくは共同して、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないものとしております。

第四に、国は、地域の生物の多様性の保全、国土及び自然資源の適切な利用等の推進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進等に必要措置を講ずるものとしております。

第五に、政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松山政司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○市田忠義君 まず、提案者にお伺いいたします。本法案には、計画の立案の段階での生物多様性の環境アセスの推進が盛り込まれています。政策、計画を対象とする戦略的環境アセスメントというのは既に先進各国で実施をされていますが、日本では昨年四月に導入ガイドラインを策定して、関係省や都道府県等に通知されたところでありました。

本法案での計画の立案の段階での環境アセスというのは、計画段階の中でもより早い段階での環境アセスの推進を意図して、政策段階環境アセスにより接近したもので、今後、環境アセス制度の拡充強化につながると考えていいのかどうか、簡潔にお答えください。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党の江田康幸でございます。小島委員長に代わりまして、今の市田先生の御質問にお答えさせていただきます。本法案におきまして事業計画の立案段階から環境影響評価の推進を位置付けた趣旨は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っておりまして、この生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であるという問題意識に基づいたものでございます。

行政におきましては、昨年四月に環境省が、関係省庁における戦略的環境アセスメント導入のための共通のガイドライン、これを取りまとめまして、これを受けて、本年四月に、国土交通省において戦略的環境アセスメントの具体化のためのガイドラインをまとめる取組が進んでいるところでございます。

本法案の提案者としてしましては、第一にこうした戦略的環境アセスメントの取組が促進されること、第二にその実施事例の積み重ねの中でより一層充実したものとなるのが大切であって、本条の趣旨とするところでありまして、このような観点からこの戦略的環境アセスメントの実施を督促してまいりたいと考えております。

○市田忠義君 じゃ、次に環境省にお伺いします。この戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、環境影響を受けやすい地域などへの重大な環境影響をあらかじめその立案段階で回避、低減する可能性を検討するために、複数案を対象に比較評価を行うことになっております。その複数案には事業を行わない案も含まれるのか含まれないのか。含まれるか含まれないかで結構ですから、環境省どうぞ。

○政府参考人(西尾哲茂君) 結論だけお答え申し上げます。

環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインにおきましては、事業を行わない案、いわゆるゼロオプションにつきましては、これが適切な場合には代替案に含み得るものとしております。

○市田忠義君 事業を行わない案も含まれるということでありまして、環境省は、国の天然記念物に指定されているジュゴンと藻場の広域的調査を行って、東海岸中部及び西海岸北部で延べ十二頭のジュゴンを確認したとしております。

そこで、これも確認だけなんですけれども、ジュゴンの食跡等が確認された海藻藻場となっている東海岸中部には辺野古は入りませんか。

○政府参考人(櫻井康好君) 環境省が平成十三年

から五か年間実施をいたしましたジュゴンと藻場の広域的調査の際に行いました実地調査では、辺野古地先海域におきましてジュゴンによる海藻のはみ跡が確認をされております。

○市田忠義君 辺野古は入るということでありまして、そこで、大臣にお伺いしたいんですが、今年一月二十四日にアメリカのカリフォルニア州連邦地裁が、沖縄県米軍普天間基地の辺野古沖移設計画に関連して、ジュゴンへの影響調査を実施してないことは文化財保護法違反だとして影響調査を命じる判決を出しました。アメリカの環境団体の担当弁護士は、判決は保護に値するジュゴンを国防総省に保護させることを確実にするものと述べています。日本の保護団体も、国際的な希少種ジュゴンに悪影響を及ぼすことを認め、しかるべき措置を命じた点で画期的な判決と、そう述べています。

そこで、沖縄の危機に瀕しているジュゴンへの影響を避けるよう配慮すべきという内容のこの判決について、生物多様性の保全という観点から、この判決を大臣はどのように受け止めになっているか、お答えください。

○国務大臣(鴨下一郎君) 本件につきましては、これ米国の裁判所において係争中の事案と、こういうようなことで理解をしておりますけれども、環境省としては、そういう意味においては、本件についての発言は差し控えるべきだろうというふうにしております。

ただ、一般的に申し上げまして、ジュゴンは非常に希少と、こういうようなこともあって、全体的に多様性を保つという意味において私たちは注意深く見守ってまいりたいというふうにご意見を伺います。

○市田忠義君 神戸で行われたG8の環境相会議でもこういう議長総括があります。保護地域の重要性が再確認され、世界的な生物多様性を維持するために重要な保護区の生態系ネットワークを展開させる重要性が強調されたという文書がありま

すが、新基地の建設地というのは大規模な海の埋立てを伴って、ダンブカー約三百四十万台分の砂が投入されると言われています。当然海は汚れますし、砂がたまり藻場がなくなるのは避けられないと。しかも、軍用機の飛行経路、装弾場の設置、船舶用埠頭などを隠ぺいした防衛省のさまざまな方法書を基にアセスを実施しても、ジュゴン保護に厳しい態度を取るアメリカの裁判所では通用しないということが明らかになったわけですが、政府は事業を行わない案も複数案に入れるという戦略的環境アセスメントの導入ガイドラインの立場に立って、現在の環境アセスの方法書を抜本的に見直して、絶滅の危機にある沖繩のジュゴンとその生息域の保護を私に図る必要があると思えます。

計画の立案の段階での生物多様性の環境アセスの推進が本法に盛り込まれたわけですから、県民の七割もが反対し続けている新基地の建設の中止を決断をして、国際自然保護連合の、〇四年だったと思いますが、その勧告に基づいてジュゴンの保護区を設定すべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(西尾哲茂君) キャンプ・シユワブ沖に建設いたします普天間代替施設につきましても、既に事業者であります防衛省におきまして環境影響評価法、それから沖繩県の環境影響評価条例に基づきましてこれに関しましての環境影響評価の手続を始めておるわけでございます。もはやある面では事後アセスの段階ということで環境影響評価手続が進められておるわけでございます。それから、この環境影響評価法及び条例におきましては、御質問いただきましたようなゼロオプシヨンの代替案ということも義務付けられておらないと、こういう状況でございます。

○市田忠義君 新基地建設計画というのは普天間基地の基地機能を更に拡大した恒久的な最新鋭の基地造りであり、住民への爆音被害あるいは墜落の危険と隣り合わせの生活を強いると、こういう状況でありますから、これは環境大臣の管轄では

ありませんが、新基地建設計画は中止すべきだということを求めて、時間になりましたから終わります。

○川田龍平君 今法律は、生物多様性や生態系を体系的に保護する法律がない中、NGOの方々が二〇〇三年に野生生物保護基本法案をまとめ、そして、今回民主党の皆さんから、現行の自然保護法制では限界があるとして、議員立法として生物多様性基本法案を提出され、衆議院環境委員会で協議の上、委員長提案になったということでありま

す。この法案によって生物多様性と持続可能な利用についての関係がどうなっていくのか、大変大きな関心を持っております。概要によれば、生物多様性に及ぼす影響が回避され、又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用とあります。また、第十五条で、野生生物の種の多様性の保全の項目で規制に関する条項を設けながら、二項で生態系、生活環境又は農林水産に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるとあります。これは鳥獣法の改正部分を指していると思われませんが、その鳥獣法は被害を及ぼすものについて捕獲、捕殺を認めているのですが、このような極めて直接的な形で法律の中に入れることについて、生態系保全の本案の趣旨との関係でどのような協議がなされたのでしょうか。私としては削除すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党の江田康幸でございます。小島委員長に代わりましてお答えをさせていただきます。

この野生生物は、生息環境の変化に伴いまして個体数が異常に増加し、またほかの生物や生態系に影響を与える場合があるほか、また生活環境や農林漁業に被害が及ぶことも少なくないわけでございます。例えば奈良県の大台ヶ原では、シカの食害によりトウヒ林など森林生態系への影響が深刻なもの

となつておるわけでございますが、木の皮を食べしてしまうことで多くの木が立ち枯れてしまふと、こういうような状況もございまして、このような場合には、政策的にその生息環境の保全、被害防除及び個体数管理を一体的に行つて、そうした状況の改善を図ることがこの生態系の保全を始め生物多様性の確保に資するというこの考え方から御指摘の規定を設けることとしたわけでございます。

なお、具体的には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の第七条におきまして、その数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があることを認めるとき、数の調整に関する事項を含む特定鳥獣保護管理計画を都道府県が定めることができるものとされております。

特定鳥獣保護管理計画において定める生息環境の保全、被害防除及び個体数調整に関する施策を通じてこの鳥獣の保護が図られて、もつてこの当該地域の生物多様性が確保されるものと理解をしております。

○川田龍平君 さて、この生物多様性国家戦略と安全保障国家戦略が具体的ケースでぶつかり合うときには、これは法の趣旨からすると、どんな形でその紛争を処理する制度設計になっているのか、お伺いいたします。

○衆議院議員(江田康幸君) 人類はこの生物多様性のもたらす恵沢を享受することによって生存しているわけで、生物多様性が人類の存続基盤となつておることは御承知のとおりでございます。将来にわたつてもこの恵沢を享受できるように、次の世代に引き継いでいかなければならないわけでございます。今般、生物多様性基本法案を提案したのもこうした考えによるものです。

一方、一部の国々における核開発問題や核兵器などの大量破壊兵器等の拡散、テロとの戦いなど、我が国は国外から新たな脅威にさらされて国民が不安を感じております。安全保障政策は、専

守防衛、非核三原則などの基本原則を大前提として、我が国の平和と独立を守つて国民の生命と財産を守るといふ点で大変重要な基本政策の一つでございます。

生物多様性基本法案では、この国家安全保障との紛争の処理に係る規定はございせんけれども、以上な考え方の下で、具体的なケースごとにこの生物多様性の保全と国家安全保障の双方の観点を適切に考慮した対応策を見出すことができるように、我々政治家も含めて政府や関係者でよく議論していくことが重要と考えております。

○川田龍平君 そのことについて、沖繩の辺野古の普天間基地の代替施設の建設の問題について、先ほど市田議員からも質問がありました。

ちよつと時間がもうなくなつてきましたので途中をはしょつて質問させていただきますが、アメリカのジュゴン訴訟において、ジュゴン配慮の資料としてジュゴンの生態、文化的価値などの項目を列挙、日本政府の環境アセス方法書の抜粋程度という報道がありました。

文化庁にお伺いしたいんですが、そもそも、ジュゴンについて沖繩近海での調査を文化庁としてやったことがあるのかどうか、今後の計画はあるのかどうか、また、文化庁の保護政策としてはどのようなものがあるのか、環境省との連携はどのようにしているのか、これまで文化庁としては沖繩でのこの基地建設とジュゴンへの配慮について同意しているのかどうか、ジュゴンを傷つけることは沖繩の文化を傷つけるという指摘についてどのように受け止めているのかをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(大西珠枝君) お答えいたします。文化庁といたしまして、沖繩近海におけるジュゴンの生息地等について独自に詳細な調査を行ったことはございせん。また、今後の調査につきまして現在のところは予定しておりません。なお、環境省等がこれまで実施した調査につきましては適宜情報提供を受けているところでございます。

文化庁といたしましては、文化財保護法によりジュゴンを天然記念物に指定し、捕獲を始めとする現状変更等の規制の対象とし、その保護を図っているところでございます。それから、ジュゴンは希少な海生の哺乳類として天然記念物に指定されているところでございまして、琉球列島の歴史や文化をはぐくんだ重要な要素の一つであると認識しているところでございまして、そういうことで、そのような価値がある文化財を傷つけることがあってはならないと考えております。

○川田龍平君 環境省は、昨年、レッドデータブックにこのジュゴンを加えましたが、ジュゴンをどのような位置付けで保護しようとしているのか、お伺いいたします。

○政府参考人 櫻井康好君 昨年の八月に公表いたしましたレッドリストにおきまして、ジュゴンを非常に推定の成熟個体数が少ないということから絶滅危惧ⅠA類に位置付けをしたところでございます。

これまでも、沖縄本島の周辺海域におきますジュゴンの生息状況、あるいはえさ場となります藻場の調査を実施をしましてまいっておりますし、また保護につきましては、漁民を含む地域住民の理解を得るための普及啓発活動を進める、あるいは混獲による、魚を捕るときに混じって捕ってしまうという混獲による死亡事故を防止するために、ジュゴンが混獲された場合を想定したレスキュー訓練も行ってきたところでございます。

○川田龍平君 最後に大臣、この生物多様性基本法が施行することで、この法の趣旨は今まで聞いてこられたジュゴン保護に関して生物多様性の保全という観点でどのような機能を発揮されていくのか、またこの法の成立に伴い関係法の改正とありますが、種の保存法によるジュゴン保護という観点からこの種の保存法の法改正にまで行く可能性について伺っておきたいと思っております。

○国務大臣 鴨下一郎君 今先生がおっしゃっているように、沖縄本島周辺海域におけるジュゴ

ン、これは世界的な分布域の北限の個体群と、こういうようなことで、その保護、こういうことについては大変重要であるというふうに認識しております。

今後は、ジュゴンの保護のために漁業者と連携をして、ジュゴンの生育状況に関するモニタリングを行い、必要に応じて種の保存法に基づく希少野生動物種への指定を含め、適切な対応を検討してまいりたいと思っております。

○川田龍平君 ありがとうございます。是非そういう形でジュゴンを保護していただければよろしくお願ひいたします。

○委員長(松山政司君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

生物多様性基本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松山政司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(松山政司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松山政司君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、来る六月三日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(松山政司君) 御異議ないと認め、さよ

な、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(松山政司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、生物多様性基本法案(衆)

生物多様性基本法案
生物多様性基本法
目次
前文
第一章 総則(第一条―第十条)
第二章 生物多様性戦略(第十一条―第十三条)
第三章 基本的施策
第一節 国の施策(第十四条―第二十六条)
第二節 地方公共団体の施策(第二十七条)
附則
生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することに生かしており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するため、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるように、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現

を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種類及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。(基本原則)

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことよって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事

業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつとを、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の

低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。(施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略
第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

二 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に
関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。
2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。
第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項につ

いて定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更についで準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有効性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことよって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施ま

の維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことよって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施ま

での段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)」を、「石綿による健康被害の救済に関

する法律(平成十八年法律第四号)及び生物多様性基本法(平成二十年法律第 号)」に改める。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、すべてのアスベスト被害者を救済するための、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正に関する請願(第二四八号)

第二四八号 平成二十年五月十五日受理
すべてのアスベスト被害者を救済するための、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正に関する請願

請願者 神戸市西区平野町中津八〇三ノ二 田中敏勝 外四千六百五十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。